

特定技能 1 号外国人ドライバーを
雇用する際のガイドブック

&

モデルケースの紹介

令和 7 年 4 月 11 日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

労務委員会委員長 武居 利春

1 制度の概要と全体の流れ

(1) 制度の概要は 資料1・・p13

(2) 乗務開始までのプロセスは 資料1-2・・p19

【主な流れ】

- ① 外国の自動車運転免許を3年以上所持していて、特定技能試験と日本語試験に合格した外国人の中から、書類審査・面接等を経て、特定技能1号ビザ取得準備として、雇用する。
- ② 特定技能を前提とした特定活動ビザ(特定自動車運送業準備)を1年間取得する。
- ③ 国内にいる日本語学校などの留学生は、就労のため、特定活動ビザ(1年間)へ変更する。(出入国在留管理局への申請が必要)
- ④ 外国にいる候補生は、タクシー会社に雇用されたことを証明する書類、特定技能試験合格証、日本語検定合

格証などを在外日本大使館を通じて提出して、特定活動ビザ（1年間）を取得して入国する。

- ⑤ 事業者は国土交通省のホームページから、自動車運送業分野特定技能協議会の届を行い構成員となる。
- ⑥ 入国後、直ちに都道府県免許センターで外免切り替えの審査（試験）を受験して日本の免許に切り替える。
- ⑦ 自動車教習所で2種免許教習を受けて卒業し実技免除を受け、都道府県免許センターで2種免許学科試験を受けて合格し、2種免許を取得する。
- ⑧ 上記と並行して、企業内において新任運転者研修を実施し、あわせて、タクシー協会やタクシーセンターにて認定講習修了等受け、項目ごとに効果測定を行い実施された項目別にチェックリストに記録し、それらの結果を全国ハイヤー・タクシー連合会にメール添付にて送付する。
- ⑨ 全国ハイヤー・タクシー連合会から新任運転者研修終了確認証の交付を受ける。

- (10) それらの書類を添えて特定活動ビザへの切り替えを出
入国在留管理庁に提出して、特定活動ビザを取得す
る。
- (11) タクシードライバーとして就労する。

2 事業者として外国人ドライバーの採用の前提となる働きやすい職場認証の星を取得する

特定技能 1 号による外国人ドライバーを雇用する事業者の要件として、働きやすい職場認証制度による一つ星以上の認証を受けることがある。

これにより、出入国管理庁が求める労働基準法等関係法令を遵守しているいわゆるホワイト企業であることの証明になる。

同制度の詳細は 資料 2 ・・ p20

3 外国人ドライバーの採用方針、方法などを決める

(1) 採用する外国人の国名、性別、人数などを決める。

(2) 外国人の採用方法を決める。

① 人材紹介会社に採用したい人材の条件などを選択し

て、具体的な人材の紹介を依頼する。

人材紹介会社は多数あるので、希望する外国に強い弱

い、特定技能に精通している、精通していない、手数

料の料金が千差万別などがあるので、よく確認して吟

味の上依頼することが肝要。

② 自社でハローワーク、人材紹介広告などを通じて人材

を探して採用する方法もある。

制度の運用状況は 資料3・・p25

4 10項目の義務的支援を行うために、登録支援機関を探して支援を委託する

(2年間は自社では支援業務を行えないため必ず実施)

登録支援機関は、出入国管理庁のホームページに約1万社の名簿が掲示されているので、その中から、人材紹介の内容、紹介国と地域、支援内容、手数料料金などを確認・選択して委託する。

当該登録支援機関を通じて支援計画を策定して、提出する。

登録支援機関と人材紹介会社は同一または系列会社であることが多いことから、採用と同時にどこまで何を委託するか、費用が同程度必要か、ビザの申請手続きが含まれるか、等を検討して必要な事項を委託する。

制度の詳細は 資料4・・p27

5 採用する際の外国人に必要な要件の確認

- ① 日本語検定試験 N3 以上に合格しているか。

国際交流基金・日本国際教育支援協会の合格証書で確認する。

試験制度については 資料 5 ・・ p33

- ② タクシー特定技能 1 号評価試験に合格しているか。

日本海事協会の合格証書で確認する。

試験制度については 資料 5—2 ・・ p39

- ③ 運転免許を取得後 3 年以上経過しているかを確認する。

運転免許証原本で確認する。

外国の免許は、通常、外免切り替えの時に認定機関による日本語の翻訳書の添付が必要となっている。

以上の確認は人材紹介会社に委託して、紹介会社により確認の上、人材紹介の条件にする方法もある。

6 採用とビザの申請

- ① 採用時に雇い入れ通知書の交付又は雇用契約書を締結する。
 - ② 雇い入れ後、遅滞なく雇い入れ時の健康診断を実施する。
 - ③ ビザ（特定活動、特定自動車運送業準備）を取得して、新規入国または国内居住者のビザ変更等の申請。
- ビザ申請は人材紹介会社または登録支援機関に委託する方法がある。
- ④ 特定技能1号ビザ取得のための特定活動（特定自動車運送業準備）ビザを取得（1年）する。

特定活動（特定自動車運送業準備）ビザは 資料6・・p58

7 特定活動ビザ取得後に、必要な免許資格の取得と社内での新規運転者研修、その他必要な日本語教育などの実施

① 外免切り替え

免許センターにて、学科確認ペーパーテストと技能確認運転テストがある。

初めに受ける学科確認テストは合格率が高いが、技能確認テストはコース内の実車テストなので、未経験の外国人は合格率が3割程度と低い。

1回不合格になると、次回テストの予約日が、混雑のため2～3か月先になることもある。

このことから、現在、警察庁から特定技能取得目的の外国人の外免切り替えについては、可能な限り優先して取り扱うように指示されている。資料7・・p66

警視庁の説明は資料7—2・・p71

とはいっても、不合格を避けるために、事前に自動車教習所でいわゆるペーパードライバーの再教習のような訓練を1～2日実施してくれる教習所を利用するのも効果的と考えられる。

② 2種免許の取得

短期集中型の合宿免許教習が効果的と考えられている。基本的な日本語は十分できる水準だが、英語版のテキストもある教習所を選ぶのも効果的と考えられる。

③ 新規運転者研修の実施

①、②の取組中に重ねて実施しても良い。
終了のための効果測定チェックリストを添えて全タク連にメール等で確認後に終了証書を申請する。
全タク連の新任運転者研修修了証書を取得する。

様式等は 資料7－3・・p79

8 自動車運送業分野特定技能協議会への参加を申請して資格証明を得る

国土交通省のホームページから加入届出書をホームページから提出する。

協議会構成員資格証明書の申請をホームページから行い、
証明書の交付を受ける。

制度の詳細は 資料8・・p85

申請関係は 資料8-2・・p86

9 特定活動から特定技能1号ビザへの変更

出入国在留管理庁へビザの変更申請を行い、特定技能1号（タクシー）ビザを取得し、タクシードライバーとして勤務する。

特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要



- 担い手不足への対応が喫緊の課題となつてている自動車運送業分野(バス、タクシー及びトラック運転手)について、特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定(令和6年3月29日)。
- 特定技能外国人の受入れに向けた、特定技能評価試験の実施に係る準備等と連携して進める。

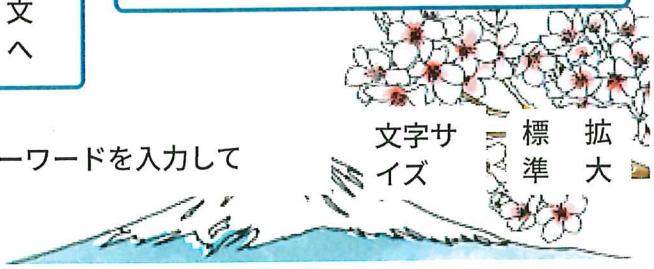
バス		タクシー		トラック	
・受入れ見込数		2. 45万人			
・主な業務内容	①運行業務 ②接遇業務	①運行業務 ②接遇業務	①運行業務 ②荷役業務	①運行業務 ②荷役業務	
・技能水準	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(バス)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(タクシー)(※2)	※1 日本国内で運転免許を取得するための手続き等については、在留資格「特定活動」(バス運転手及びタクシー運転手)については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。 ※2 特定技能評価試験は各業界団体及び実施者である(一財)日本海事協会において準備。	①第一種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(トラック)(※2)	
・日本語能力	日本語能力試験N3	日本語能力試験N3	日本語能力試験N4 若しくは ・日本語基礎テスト 合格	・日本語能力試験N4 若しくは ・日本語基礎テスト 合格	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	又は「Gマーク制度」の認証取得 等



本文
へ

Multi language

キーワードを入力して



組織・採用 出入国手続き 在留手続き 在留支援 退去強制手続 難民の認定等 政策情報(会議・統計等) 広報・情報公開等

ロードマップ 総合的対応策 HarmoniUP! 新規入国者向けガイダンスページ
外国人生活支援ポータルサイト 生活・就労ガイドブック
外国人在留支援センター(FRESC／フレスク) 相談窓口
外国人との共生施策に係る御意見・御要望（御意見箱）

2024年12月19日現在

自動車運送業分野における制度運用に関することは、以下の資料「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」を御確認ください。

また、自動車運送業分野における在留資格の許可に係る要件等は、以下の資料2点目「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領」を御確認ください。

[自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針 \(PDF: 177KB\)](#)

[特定の分野における特定技能外国人受入れに関する運用要領-自動車運送業分野の基準について- \(PDF: 266KB\)](#)

▼ 従事する業務

- 事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般
- 日本語
- タクシー）の運転、運転に付随する業務全般

ページトップ

- 事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般

[詳細はこちら（ジョブディスクリプション（職務記述書）のページ）](#)

人材基準

自動車運送業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とし、タクシー運送業及びバス運送業においては、これらの試験の合格に加え、新任運転者研修を修了した者とする。

技能水準

自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）及び第一種運転免許

自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）及び第二種運転免許

自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）及び第二種運転免許

日本語能力

国際交流基金日本語基礎テスト
又は日本語能力試験（N4以上）

日本語能力試験（N3以上）

日本語能力試験（N3以上）

業務区分

事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般

事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付隨する業務全般

事業用自動車（バス）の運転、運転に付隨する業務全般

詳細情報

雇用形態

直接

日本語

[ページトップ](#)

受入れ機関に対して特に課す条件

1. 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「自動車運送業分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。
2. 特定技能所属機関は、協議会に対し必要な協力をを行うこと。
3. 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力をを行うこと。
4. 特定技能所属機関は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）第 2 条第 8 項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）を経営する者であること。
5. 特定技能所属機関は、一般財団法人日本海事協会（明治 32 年 11 月 15 日に帝国海事協会という名称で設置された法人をいう。）が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 43 条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。）が認定する安全性優良事業所を有する者であること。
6. タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能 1 号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。
7. 特定技能所属機関は、登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、国土交通省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

受入れ見込数（5年間の最大値）

24,500人

担当省庁

[国土交通省（国土交通省ウェブサイト内自動車運送業分野情報ページにリンクします。）](#)

pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#)が必要
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください；ページトップ



GET
Adobe Acrobat Reader

日本語

組織・採用	出入国手続	在留手続	在留支援
出入国在留管理庁の概要	手続・制度概要 各種公表資料	在留資格から探す 手続の種類から探す	ロードマップ 総合的対応策
機構図	出入国審査・在留審査Q&A	特定技能制度	HarmoniUP!
幹部一覧		外国人技能実習制度について	新規入国者向けガイドページ
地方出入国在留管理官署		オンライン手続	外国人生活支援ポータルサイト
採用案内		各種公表資料	生活・就労ガイドブック
		Q & A	外国人在留支援センター(FRESC／フレスク)
			相談窓口
			外国人との共生施策に係る御意見・御要望(御意見箱)
退去強制手続	難民の認定等	政策情報(会議・統計等)	広報・情報公開等
手続・制度概要 各種公表資料	手続・制度概要 各種公表資料	会議・委員会等 統計 基本計画・白書・パンフレット 関係法令 その他政策情報	プレスリリース 更新情報 広報 調達情報 情報公開 個人情報保護 公文書管理 ご意見・情報提供 その他の公表情報 よくあるお問い合わせ(FAQ)



出入国在留管理庁

日本語
東京都千代田区霞
が関1-1-1 中央合同庁舎6号館

[サイト
マップ](#)

[リンク・著作
権等について](#)

[出入
り開示](#) ページトップ

TEL045-370-9755 (代表) (法人
番号: 7000012030004)



外国人在留支援センタ — (F R E S C)

〒160-0004 東京都新宿区四谷

1-6-1 四谷タワー13階

TEL0570-011000 (代表)

※出入(帰)国記録、外国人登
録原票等の開示請求についての

お問合せはこちら

総務課出入国情報開示係 TEL03-
5363-3005

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

ページトップ

日本語

乗務開始までのプロセス

資料1-2

特定活動期間 最大12か月

在留資格「特定活動」審査・入国

採用・雇用契約

特定技能評価試験(※)
・日本語試験
合格

※R6.12より開始

乗務開始

在留資格「特定技能」審査

外免切替
2種免許取得

新任運転者研修

座学研修(空いている時間に実施)

法令、接遇、地理、安全
に関する研修構内走行
路上走行

外国人ドライバーの日本語研修も実施

特定活動期間 最大6か月

在留資格「特定活動」審査・入国

採用・雇用契約

特定技能評価試験(※)
・日本語試験
合格

※R6.12より開始

乗務開始

在留資格「特定技能」審査

外免切替

外国人ドライバーの日本語研修も実施

働きやすい職場認証制度(正式名称:「運転者職場環境良好度認証制度」)



働きやすい職場認証制度とは？

働きやすい職場認証制度とは、自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、職場環境改善に向けた自動車運送事業者の取組みを「見える化」することで、求職者の運転者への就職を促進し、各事業者的人材確保の取組みを後押しすることを目的として令和2年度に創設された制度です。令和2・3年度は「一つ星」のみの申請を受け付けていましたが、認証を取得した事業者のより高い水準への移行を促すため、令和4年度から「二つ星」、令和5年度から「三つ星」を新たに導入しました。

働きやすい職場認証制度の概要

(1) 対象

- ▶自動車運送事業者(トラック事業者、バス事業者(乗合・貸切)、タクシー事業者)

(2) 審査要件

- ▶[1]法令遵守等、[2]労働時間・休日、[3]心身の健康、[4]安心・安定、[5]多様な人材の確保・育成、[6]自主性・先進性等の6分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。

※[6]は「二つ星」「三つ星」のみ。「一つ星」では参考点として点数化。

※「三つ星」においては、[2]、[3]、[5]について認証項目を追加。

- ▶「三つ星」においては、[1]～[6]の認証項目に加え、働きやすい職場実現の方針、課題、目標、改善に向けた行動計画、体制整備などの記載欄を設け、事業者の改善に向けたPDCAが適切に回っているかについても審査。

(3) 認証手続き

- ▶国土交通省の指定を受けた「一般財団法人日本海事協会(Class NK)」が認証実施団体として受付、審査及び認証手続きを実施。

(4) スケジュール

- ▶下記リンク参照。

(5) 料金(税別)

- ▶「一つ星」「二つ星」

審査料: 50,000円(※) + 3,000円 × 申請対象営業所数(本社除く)

※電子申請の場合、30,000円に割引。

電子申請による一つ星の継続申請の場合、15,000円に割引。

登録料: 60,000円 + 5,000円 × 申請対象営業所数(本社除く)

- ▶「三つ星」

審査料: 147,000円(※) + 3,000円 × 申請対象営業所数(本社除く) + 84,000円 × 2カ所目以降の対面審査対象営業所数

※電子申請の場合、127,000円に割引。

登録料: 60,000円+5,000円×申請対象営業所数(本社除く)

(6) 認証結果等の活用

- ▶厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マークの表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施。
- ▶求人エージェント等の認定推進機関の協力を得て、「求人サイトに認証事業者の特集ページの掲載」、「設備改修工事の料金割引」等も実施中。

リンク集

[働きやすい職場認証制度ホームページ\(外部リンク:一般財団法人日本海事協会\(ClassNK\)のページ\)](#)

※認証の申請受付、スケジュールもこちらのページから。

[認証事業者一覧\(外部リンク:一般財団法人日本海事協会\(ClassNK\)のページ\)](#)

[過去の検討会の開催状況](#)

自動車

国土交通省物流・自動車局 企画・電動化・自動運転参事官室

電話 :03-5253-8111(内線41-157)

直通 :03-5253-8563

国土交通省(法人番号2000012100001)

[アクセス情報・地図](#)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111

[プライバシーポリシー](#)

[リンク・著作権・免責事項について](#)

[国土交通省のRSSについて](#)

[関連リンク集](#)

[国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集](#)

Copyright© 2008 MLIT Japan. All Rights Reserved.

受入れ機関に関する基準①

〈法第2条の5第1項、第2項、特定技能基準省令第1条〉

■特定技能雇用契約が満たすべき基準

- ① 分野省令で定める技能を要する業務に従事させるものであること
- ② 所定労働時間が、同じ受入れ機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること
- ③ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ④ 外国人であることを理由として、報酬の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと
- ⑤ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ⑥ 労働者派遣の対象とする場合は、派遣期間が定められていること
- ⑦ 外国人が帰国情費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされるよう必要な措置を講ずることとしていること
- ⑧ 受入れ機関が外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講ずることとしていること
- ⑨ 分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準②

〈法第2条の5第3項、第4項、特定技能基準省令第2条第1項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準

- ①労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ②1年内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
- ③1年内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
- ④欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
- ⑤特定技能外国人の活動内容に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
- ⑥外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
- ⑦受入れ機関が違約金を定める契約等を締結していないこと
- ⑧支援に要する費用を、直接又は間接に外国人に負担させないこと
- ⑨労働者派遣の場合は、派遣元が当該分野に係る業務を行っている者などで、適当と認められる者であるほか、派遣先が①～④の基準に適合すること
- ⑩労災保険関係の成立の届出等の措置を講じていること
- ⑪雇用契約を継続して履行する体制が適切に整備されていること
- ⑫報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ⑬分野に特有の基準に適合すること(※分野所管省庁の定める告示で規定)

受入れ機関に関する基準③

〈法第2条の5第3項、特定技能基準省令第2条第2項〉

■受入れ機関自体が満たすべき基準（支援体制関係）

※ 登録支援機関に支援を全部委託する場合には満たすものとみなされます。

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ア 過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の受け入れ又は管理を適正に行つた実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者（事業所ごとに1名以上。以下同じ。）を選任していること（支援責任者と支援担当者は兼任可。以下同じ）イ 役職員で過去2年間に中長期在留者（就労資格のみ。）の生活相談等に従事した経験を有するものの中から、支援責任者及び支援担当者を選任していることウ ア又はイと同程度に支援業務を適正に実施することができる者で、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること
 - ② 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること
 - ③ 支援状況に係る文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備えて置くこと
 - ④ 支援責任者及び支援担当者が、支援計画の中立な実施を行うことができ、かつ、欠格事由に該当しないこと
 - ⑤ 5年内に支援計画に基づく支援を怠ったことがないこと
 - ⑥ 支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその監督をする立場にある者と定期的な面談を実施することができる体制を有していること
 - ⑦ 分野に特有の基準に適合すること（※分野所管省庁の定める告示で規定）

特定技能制度運用状況

特定技能在留外国人数(令和6年9月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 269,164人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	愛知県	三重県	
在留数	12,542	1,261	1,807	2,507	481	1,272	1,894	13,615	5,030	8,422	16,778	16,205	16,537	15,197	2,201	2,415	2,707	1,535	2,038	5,860	6,292	8,122	21,670	5,893
構成比	4.7%	0.5%	0.7%	0.9%	0.2%	0.5%	0.7%	5.1%	1.9%	3.1%	6.2%	6.0%	6.1%	5.6%	0.8%	0.9%	1.0%	0.6%	0.8%	2.2%	2.3%	3.0%	8.1%	2.2%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山县	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未詳・不詳
在留数	3,167	5,348	17,663	9,481	1,793	971	612	780	4,447	9,226	2,395	1,199	4,105	3,703	1,159	9,374	1,863	2,753	5,308	2,274	1,923	3,864	2,648	827
構成比	1.2%	2.0%	6.6%	3.5%	0.7%	0.4%	0.2%	0.3%	1.7%	3.4%	0.9%	0.4%	1.5%	1.4%	0.4%	3.5%	0.7%	1.0%	2.0%	0.8%	0.7%	1.4%	1.0%	0.3%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	介護	製造業	建設	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品	製造業	外食業
在留数	40,594	5,298	45,105	35,022	9,388	2,977	1,058	550	29,441	3,355	72,412	23,964
構成比	15.1%	2.0%	16.8%	13.0%	3.5%	1.1%	0.4%	0.2%	10.9%	1.2%	26.9%	8.9%

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	ミャンマー	中国	ネバール	カンボジア	タイ	その他
在留数	130,351	49,499	27,002	23,163	16,820	6,124	5,790	5,400	5,015
構成比	48.4%	18.4%	10.0%	8.6%	6.2%	2.3%	2.2%	2.0%	1.9%

(注1)小数点第二位で四捨五入。
(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(408人)を含む。

制度概要 就労開始までの流れ

海外から来日する外国人

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

新規入国予定
の外国人

国外試験
(技能・日本語)に合格

試験(技能・日本語)
は免除

日本国内に在留している外国人
(中長期在留者)

技能実習2号を
良好に修了した
外国人

留学生など

試験(技能・日本語)
に合格

試験(技能・日本語)
は免除

- <技能試験>
- ・特定産業分野の業務区分に応する試験
- <日本語試験>
- ・国際交流基金日本語基礎テスト
(国際交流基金)
又は
・日本語能力試験(N4以上)
(国際交流基金・日本国際教育
支援協会)
など



求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあつせん

「受入れ機関と雇用契約の締結」
受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等
健康診断の受診

求人募集に直接申し込む／民間の職業紹介事業者による求職のあつせん



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

本
文
へ

Multi language

キーワードを入力して

文字サ
イズ 標
準 大

組織・採用

出入国手続

在留手続

在留支援

退去強制手続

難民の認定等

政策情報
(会議・統計等)広報・情
報公開等[トップページ](#)[在留手続](#)[特定技能制度](#)[受入れ機関の方](#)

1号特定技能外国人支援・登録支援機関について

1号特定技能外国人支援・登録支援機関について

1号特定技能外国人を受け入れる受入れ機関は、当該外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画）を作成し、当該計画に基づいて支援を行わなければなりません。1号特定技能外国人支援計画の実施は、受入れ機関が行うほか、登録支援機関に委託して実施することもできます。

このページでは、1号特定技能外国人支援計画の内容や登録支援機関の概要について掲載しています。1号特定技能外国人支援計画の基準や登録支援機関の登録を受けるための基準や義務等は、特定技能運用要領及び運用要領別冊（1号特定技能外国人支援計画の基準について）に記載されていますので、そちらも必ず確認するようしてください。

[特定技能運用要領はこちら](#)

1号特定技能外国人支援計画の作成

1号特定技能外国人を受け入れる受入れ機関は、1号特定技能外国人支援計画を作成し、計画に基づいて当該外国人が「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を行わなければなりません。

1号特定技能外国人支援計画は、在留申請時に提出する必要があり、変更があった場合は届出

を行う必要があります。

1号特定技能外国人支援計画の主な記載内容は以下のとおりです。

支援計画の主な記載事項

- ・ 支援責任者の氏名及び役職等
- ・ 登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）
- ・ 下記の10項目（義務的支援10項目）

■ 義務的支援10項目

1. 事前ガイダンス

- ・ 雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明

2. 出入国する際の送迎

- ・ 入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・ 帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行

3. 住居確保・生活に必要な契約支援

- ・ 連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・ 銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助

4. 生活オリエンテーション

- ・ 円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明

5. 公的手続等への同行

- ・ 必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助

6. 日本語学習の機会の提供

- ・ 日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等

7. 相談・苦情への対応

- ・ 職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等

8. 日本人との交流促進

- ・ 自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等

9. 転職支援（人員整理等の場合）

- ・ 受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供

10. 定期的な面談・行政機関への通報

- ・ 支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報

登録支援機関について

受入れ機関は、特定技能外国人への支援を実施しなければなりませんが、当該支援業務については、登録支援機関に支援計画の全部又は一部を委託することもできます。

登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託した場合は、受入れ機関が満たすべき支援体制の基準を満たしたものとみなされます。

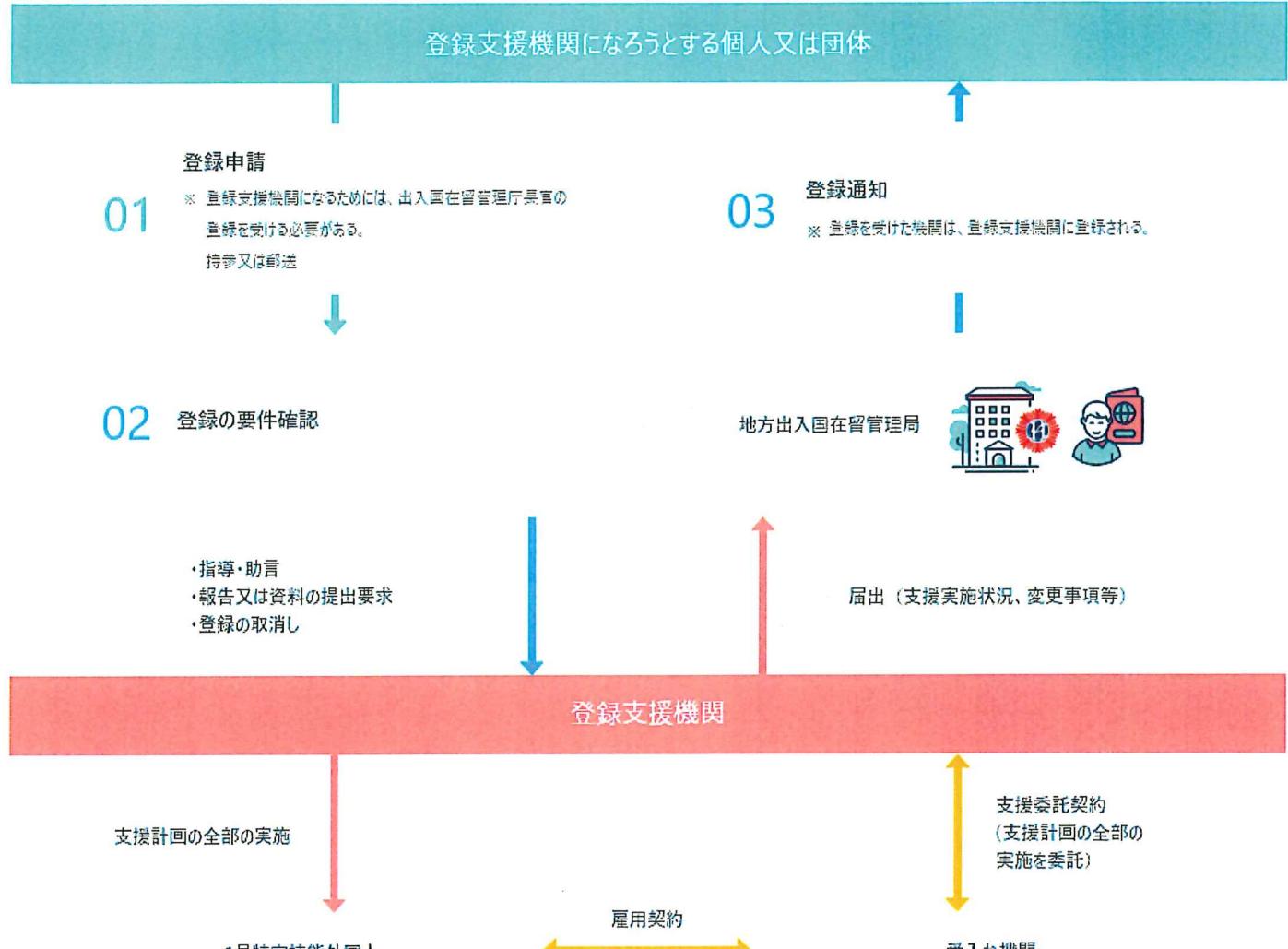
登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできません。

登録支援機関になるためには、受入れ機関と業務委託のための契約を結び、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要があります。その他受入れ機関と同様に、登録を受けるための基準と義務があります。

登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載されます。

[登録支援機関登録簿についてはこちら](#)

登録支援機関と受入れ機関の相関図



登録を受けるための基準

1. 機関自身が適切であること

- 法令等を遵守し「禁錮以上の刑に処せられた者」などの欠格事由に該当しないこと

2. 外国人を支援する体制があること

- 登録を受けるためには支援計画の全部を実施できる必要があります、支援の一部のみを行うものとして登録を受けることはできません。

登録支援機関の義務

1. 外国人への支援を適切に実施すること

2. 出入国在留管理庁への各種届出を行うこと

登録支援機関の登録申請手続等について

登録支援機関になろうとする個人又は団体は、登録支援機関の登録申請を行う必要があります。

登録は5年間有効となっており、更新を受けなければ登録は効力を失います（**登録の有効期間満了日の6か月前の月の初日から4か月前の月の月末までに更新申請を行ってください。**）。

登録には申請手数料が必要です（新規登録2万8,400円、登録更新1万1,100円）。

[登録支援機関の登録申請についてはこちら](#)

[登録支援機関の登録更新申請についてはこちら](#)

組織・採用	出入国手続	在留手続	在留支援
出入国在留管理庁の概要	手続・制度概要 各種公表資料	在留資格から探す 手続の種類から探す	ロードマップ 総合的対応策
機構図	出入国審査・在留審査Q&A	特定技能制度 外国人技能実習制度について オンライン手続 各種公表資料	HarmoniUP! 新規入国者向けガイドページ 外国人生活支援ポータルサイト
幹部一覧			
地方出入国在留管理官署			
採用案内		Q&A	生活・就労ガイドブック 外国人在留支援センター(FRESC／フレスク) 相談窓口
			外国人との共生施策に係る御意見・御要望（御意見箱）
退去強制手続	難民の認定等	政策情報（会議・統計等）	広報・情報公開等
手続・制度概要	手續・制度概要		プレスリリース

各種公表資料	各種公表資料	統計	更新情報
入管法違反者に関する情報提供		基本計画・白書・パンフレット	広報
		関係法令	調達情報
		その他政策情報	情報公開
			個人情報保護
			公文書管理
			ご意見・情報提供
			その他の公表情報
			よくあるお問い合わせ (FAQ)



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
TEL045-370-9755（代表）（法人番号：7000012030004）

[サイトマップ](#)

[リンク・著作権等について](#)

[出入（帰）国記録に係る開示請求について](#)



外国人在留支援センタ ー (F R E S C)

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階
TEL0570-011000（代表）
※出入（帰）国記録、外国人登録原票等の開示請求についてのお問合せはこちら
総務課出入国情報開示係 TEL03-5363-3005

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

(参考) 日本語能力試験(概要)

実施主体 公益財団法人日本国際教育支援協会(国内)、独立行政法人国際交流基金(海外)

対象 日本語を母語としない者

目的 日本国内及び海外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定する。※昭和59年より実施

試験実施 年2回、全国47都道府県、海外84の国・地域の247都市

受験実績 (令和5年度第2回/国内)	受験料 7,500円(税込)				
	レベル N1	N2	N3	N4	N5
応募者数	51,813	73,583	79,448	49,004	4,553
受験者数	45,050	67,033	74,573	45,891	4,000
認定者数	12,514	22,596	23,827	15,130	2,236
認定率	27.8%	33.7%	32.0%	33.0%	55.9%
					32.3%

試験内容

レベル	試験科目<試験時間>				
	N1	N2	N3	N4	N5
	言語知識(文字・語彙・文法)・読解 <110分>	言語知識(文字・語彙・文法)・読解 <105分>	言語知識(文法)・読解 <70分>	言語知識(文法)・読解 <55分>	言語知識(文法)・読解 <40分>
	難				易

日本語能力試験 各レベルの目安

認定の目安

	Can-Doの例	論説記事（例：新聞の社説など）を読んで、主張・意見や論理展開が理解できる。 ・関心ある話題の議論や討論に参加して、意見を論理的に述べることができる。
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる 【読み】幅広い話題について書かれた、新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができます。 【聞く】幅広い場面において、自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを把握したり、要旨を把握したりすることができる。	身近で日常的な話題についての新聞や雑誌の記事を読んで、内容が理解できる。 ・最近読んだ本や見た映画のだいたいのストーリーを書くことができる。
N2	日常的な場面で使われる日本語を、より幅広い場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる 【読み】幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論述が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができます。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができます。 【聞く】日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。	身近で日常的な話題についての短い物語を読んで、だいたいのストーリーが理解できる。 ・店で買いたいものについて質問したり、希望や条件を説明したりすることができる。
N3	日常的な場面で使われる日本語を、ある程度理解することができる 【読み】日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができます。新聞の見出ししながら情報の順序をつかむことができます。日常的な場面でやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができます。 【聞く】日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を、登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。	身近で日常的な話題（例：趣味、食べ物、週末の予定）についての会話がだいたい理解できる。 ・日常的なあいさつと、その後の短いやりとりができる（例：「いい天気ですね」など）
N4	基本的な日本語を、理解することができる 【読み】基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができます。 【聞く】日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。	
N5	基本的な日本語を、ある程度理解することができる 【読み】ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができます。 【聞く】教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができます。	

＜日本語能力試験の活用例＞

- ・専修学校又は各種学校において「留学」の在留資格で教育を受けるに足りる日本語能力【N1又はN2程度】
- ・日本出入国管理上の優遇制度でのポイント付与【N1及びN2】
- ・EPAに基づく看護師・介護福祉士の来日候補者選定：ベトナム【N3以上】、フィリピン【N4程度又はN5】、インドネシア【N4程度】
- ・在留資格の日本語能力：日本語学校、一部大学別科「留学」【N5レベル】、「特定技能」【N4以上】
- ・厚生労働省所管の国家試験（医師、歯科医師、薬剤師、保健師等）の受験資格認定【N1】
- ・中学校卒業程度認定試験における国語の試験免除【N1又はN2】
- ・日本の民間企業では、現地等での採用、昇格等条件として自主的に日本語能力試験合格を条件としている場合がある。

*「日本語能力試験合格者と専門家の評価によるレベル別[Sandōリスト]」（日本語でできること一」「国際交流基金・公益財團法人日本国際教育振興会より一部抜粋）

にほんごのうりょくしけん 日本語能力試験とは	じけん しっし けっかつうち 試験の実施と結果通知	じけんてつづ なが 受験手続きの流れ	もんじけい 問題例
しょせき しりょうあんない 書籍・資料案内	しょめいしょ はつこう 証明書の発行	とうけい 統計データ	しつもん よくある質問

[日本で受験する▶
info.jees-jlpt.jp](#)

[海外で受験する▶
海外の実施都市一覧](#)

[認定の目安▶](#)

[試験結果発表▶](#)

GUIDE TO THE JAPANESE-LANGUAGE PROFICIENCY TEST 2025

www.JLPT.jp



日本語能力試験
JLPT

2025年 日本語能力試験
7月6日 / 12月7日
JULY 6 / DECEMBER 7

お知らせ

すべてのお知らせを見る

- 2024.12.25 2024年12月試験の実施概要(速報値)について
- 2024.12.01 2025年4月以降の成績証明書複製版の手数料と決済手段について
- 2024.11.13 2024年7月試験のデータを掲載しました(応募者数・受験者数・認定者数・認定率)
- 2024.08.01 2024年7月試験の実施概要(速報値)について
- 2024.05.01 2025年4月以降申込の複製版成績証明書の有料化について
- 2024.03.26 2023年12月試験のデータを掲載しました(応募者数・受験者数・認定者数・認定率)
- 2024.02.13 レポート掲載「日本語能力試験の CEFR レベル参考表示に向けて一対応付けの手続きを中心に—」
- 2024.01.19 警告！日本語能力試験の問題および解答について
- 2023.11.06 2023年7月試験のデータを掲載しました(応募者数・受験者数・認定者数・認定率)
- 2023.10.11 「海外の実施都市・実施機関一覧」のページを更新しました
- 2023.07.21 2025年からJLPTの結果にヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)レベルの参考表示を追加します
- 2023.05.09 2022年12月試験のデータを掲載しました(応募者数・受験者数・認定者数・認定率)
- 2022.11.17 「データで見る日本語能力試験」のページを更新しました。
- 2022.11.17 2022年7月試験のデータを掲載しました(応募者数・受験者数・認定者数・認定率)
- 2022.08.19 2022年7月日本語能力試験の結果について
- 2022.08.05 N1の試験時間・問題数の目安の変更について

日本語能力試験の実施日

第1回: 2025年 7月6日(日)

第2回: 2025年12月7日(日)

※海外では、7月の試験だけ行う都市や、12月の試験だけ行う都市があります。こちらで確認してください。

問題例に挑戦しよう！

新しい日本語能力試験のレベル別の問題例をためることができます。

問題例はこちら

日本語能力試験公式問題集 第二集 (2018年発行)

日本語能力試験公式問題集 (2012年発行)

資料ダウンロード

2022.07.03 2022年7月試験中国での実施都市について

2022.06.27 【海外の実施中止都市について】2022年7月日本語能力試験

2020.02.05 成績書類偽造にご注意！

[サイトポリシー](#) [プライバシーポリシー](#) [サイトマップ](#) [リンク集](#)

こくさいこうりゅうきん　にほんごくさいようじょしきんきょううかい　りんくい　にほんごのうりょくしけんこうしき
国際交流基金と日本国際教育支援協会が運営する、日本語能力試験公式ウェブサイトです。



Copyright(C) 2012 The Japan Foundation / Japan Educational Exchanges and Services

日本語能力試験とは	試験の実施と結果通知	受験手続きの流れ	問題例
書籍・資料案内	証明書の発行	統計データ	よくある質問
ホーム > 日本語能力試験とは > N1~N5認定の目安	N1~N5: 認定の目安		
01			

日本語能力試験とは

主催者あいさつ

日本語能力試験にはN1、N2、N3、N4、N5の5つのレベルがあります。いちばんやさしいレベルがN5で、いちばん難しいレベルがN1です。

目的と沿革

N1 むずかしい

やさしい N5

日本語能力試験のメリット

N4とN5では、主に教室内で学ぶ基本的な日本語がどのくらい理解できるかを測ります。N1とN2では、現実の生活の幅広い場面での日本語がどのくらい理解できるかを測ります。そしてN3は、N1、N2とN4、N5の「橋渡し」のレベルです。

4つの特徴

日本語能力試験のレベル認定の目安は、下の表のように「読む」「聞く」という言語行動で表します。この表には記述していませんが、それぞれの言語行動を実現するための、文字・語彙・文法などの言語知識も必要です。

N1~N5: 認定の目安

合格者と専門家の評価による レベル別Can-doリスト

日本語能力試験 認定の目安

日本語能力試験の実施日

第一回 2025年 7月6日(日)
第二回 2025年 12月7日(日)

※海外では、7月の試験だけ行う都市や、12月の試験だけ行う都市があります。こちらで確認してください。

レベル	認定の目安
	各レベルの認定の目安を【読む】【聞く】という言語行動で表します。それぞれのレベルには、これらの言語行動を実現するための言語知識が必要です。
N1	<p>読む</p> <p>幅広い場面で使われる日本語を理解することができる</p> <p>・幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。</p> <p>・さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。</p> <p>聞く</p> <p>・幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講話を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。</p>
N2	<p>日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語がある程度理解することができる</p> <p>読む</p> <p>・幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。</p> <p>・一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。</p>

き
聞く

・日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。

にちじょうてき ばめん つか にほんご ていどりかい
日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる

よ
読む

・日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。

しんがん みだり じょうけう がいよう
・新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。

N3

にちじょうてき ばめん め なんいど たか ぶんしょう い か ひょうげん あた
・日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。

き
聞く

にちじょうてき ばめん しぜん ちか かいわ き
・日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。

N4

きほんてき にほんご りかい
基本的な日本語を理解することができる

よ
読む

きほんてき ごい かんじ つか か にちじょうせいかつ なか みぢか わだい
・基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。

き
聞く

にちじょうてき ばめん はな かいわ ないよう りかい
・日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。

N5

きほんてき にほんご ていどりかい
基本的な日本語をある程度理解することができる

よ
読む

にちじょうせいかつ もち きほんてき かんじ か
・ひらがなやカタナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。

き
聞く

きょうしつ みまわり にちじょうせいかつ なか であ ばめん はな
・教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

[このページのトップへ](#)

[サイトポリシー](#) [プライバシーポリシー](#) [サイトマップ](#) [リンク集](#)

国際交流基金と日本国際教育支援協会が運営する、日本語能力試験公式ウェブサイトです。



Copyright(C) 2012 The Japan Foundation / Japan Educational Exchanges and Services

自動車運送業分野特定技能1号評価試験について

○在留資格「特定技能」の申請要件となる、自動車運送業分野の特定技能1号評価試験について、令和6年12月よりペーパーテスト方式にて開始。令和7年3月以降、CBT方式での試験実施も予定。

1. 試験概要

2. 試験実施状況 ※令和7年1月末時点

区分	実施地	受験者数	合格者数	合格率
トラック	日本 ネパール	214	164	76.6%
バス	日本	10	10	100.0%
タクシー	日本	8	4	50.0%
合計		232	178	76.7%

3. 海外での試験実施予定

→CBT方式を念頭に、以下の各国で実施を予定。

インドネシア(※)、ウズベキスタン、カンボジア、
キルギス、スリランカ、タイ(※)、ネパール、バングラ
デイッシュ、パキスタン、フィリピン、ベトナム(※)、マレー
シア、ミャンマー、モンゴル、ラオス 等

※インドネシア・タイは初回実施時に、ベトナムは
試験実施の度に事前承認が必要。

⑥合否基準 学科試験及び実技試験それぞれの正答率
が60%以上

④試験水準 実務経験2年程度の者が、事前に当該試験
の準備を行わずに受験した場合、7割程度
合格できる水準

学科試験:30問、実技試験:20問

⑤試験の出題形式・範囲 (トラック)(バス・タクシー)
・運行業務
・荷役業務
・安全衛生

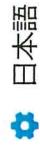
③実施方法 CBT方式、又はペーパーテスト方式
※CBT方式は令和7年3月以降開始予定

②実施主体 一般財団法人日本海事協会

①実施言語 日本語
※第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については、
試験実施国との現地語を併記することとする。

ClassNK

文字サイズ 縮小 標準 拡大



ページのトップへ

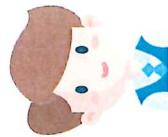


Q&A(質疑応答)

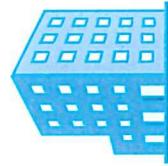
自動車運送業分野

試験申請
-40-

受験者



企業



ログイン

ログイン

利用者登録

利用者登録

試験の詳細

自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験：

自動車運送業分野（トラック、タクシー、バス）において在留資格「特定技能」を取得し日本で就労を希望する外国人に対して、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するため必要な知識や経験を有することを確認するための試験です。

受験資格：

① 試験受験日において、満 17 歳以上であること。

*インドネシアでの試験では満 18 歳以上であること。

② 試験受験日において、有効な日本又は外国で取得した自動車運転免許を保有していること。

③ 日本国籍を有しない者であること。

④ 国内で受験する場合は、在留資格を有していること。

⑤ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外國政府又は地域の権限のある機関の発行した旅券を所持していない者でないこと。

試験の合格をもつて「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではありません。試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更申請時の審査により在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられないことがあります。

在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われるため、査証の発給を受けられないことがあります。

試験の種類：

自動車運送業分野特定技能 1号評価試験（トラック）
自動車運送業分野特定技能 1号評価試験（タクシー）
自動車運送業分野特定技能 1号評価試験（バス）

試験実施国：

インド
インドネシア
ウズベキスタン
カンボジア
キルギス
スリランカ
タイ
ネパール
パキスタン
バングラデシュ
フィリピン
マレーシア
ミャンマー

モンゴル ラオス
日本

その他の試験実施国については、決定次第、このページでお知らせします。

受験料・合格証明書発行手数料

受験料（国内）	受験料（海外）	証明書発行手数料
5,000円（税抜）	37米ドル※	14,000円（税抜）

*為替レートの変動により価格が改定される場合があります。

試験実施状況

2025年3月7日

自動車運送業分野特定技能1号評価試験実施状況（2025年2月）

2025年2月4日

自動車運送業分野特定技能1号評価試験実施状況（2025年1月）

2025年1月20日

自動車運送業分野特定技能1号評価試験実施状況（2024年12月）

このページの上部へ

自動車運送業分野及び造船・舶用工業分野の特定技能試験に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

また、特定技能制度全般に関するお問い合わせは、本会では対応できませんので、出入国在留管理局にお問い合わせください。

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号

E-mail:ssw_et@classnik.or.jp

電話: 03-5226-2758

【試験概要】

集計対象： 2025年02月01日 – 2025年02月28日

分野 試験区分： 自動車運送業分野試験申請
自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）

No.	国	試験実施場所	都市	試験実施年月	受験者数	合格者数	合格率
1	Japan	東京都		2025年02月05日	6	6	100.0%
2	Japan	東京都		2025年02月05日	7	5	71.4%
3	Cambodia	Phnom Penh		2025年02月08日	12	8	66.7%
4	Cambodia	Phnom Penh		2025年02月08日	9	4	44.4%
5	Cambodia	Phnom Penh		2025年02月09日	4	4	100.0%
6	Cambodia	Phnom Penh		2025年02月09日	12	8	66.7%
7	Cambodia	Phnom Penh		2025年02月09日	4	2	50.0%
8	Cambodia	Phnom Penh		2025年02月09日	4	1	25.0%
9	Myanmar	Yangon		2025年02月10日	22	21	95.5%
10	Myanmar	Yangon		2025年02月10日	22	21	95.5%
11	Myanmar	Yangon		2025年02月10日	28	24	85.7%
12	Myanmar	Yangon		2025年02月11日	10	7	70.0%
13	Myanmar	Yangon		2025年02月12日	13	11	84.6%
14	Myanmar	Yangon		2025年02月12日	11	8	72.7%
15	Myanmar	Yangon		2025年02月12日	11	8	72.7%
16	Myanmar	Yangon		2025年02月12日	13	8	61.5%
17	Japan	愛知県		2025年02月13日	20	19	95.0%
18	India	Bangalore		2025年02月18日	16	15	93.8%
19	India	Bangalore		2025年02月18日	16	14	87.5%
20	India	Bangalore		2025年02月18日	16	14	87.5%
21	Japan	東京都		2025年02月19日	2	2	100.0%
22	Japan	東京都		2025年02月19日	2	2	100.0%
23	Japan	東京都		2025年02月19日	4	3	75.0%
24	Japan	東京都		2025年02月19日	7	4	57.1%
25	Japan	東京都		2025年02月19日	2	0	0.0%
26	Japan	東京都		2025年02月20日	5	5	100.0%

27	Japan	東京都	2025年02月20日	10	8	80.0%
28	Japan	栃木県	2025年02月26日	16	6	37.5%
		トランク合計		304	238	78.3%

【試験概要】

集計対象： 2025年02月01日 - 2025年02月28日

分野 試験区分： 自動車運送業分野試験申請
自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）

No.	国	試験実施場所	試験実施年月	受験者数	合格者数	合格率
1	Japan	東京都	2025年02月05日	7	5	71.4%
2	Japan	東京都	2025年02月05日	2	1	50.0%
3	Cambodia	Phnom Penh	2025年02月08日	7	1	14.3%
4	Cambodia	Phnom Penh	2025年02月09日	6	5	83.3%
5	Japan	東京都	2025年02月19日	1	1	100.0%
6	Japan	東京都	2025年02月19日	1	1	100.0%
7	Japan	東京都	2025年02月19日	10	6	60.0%
8	Japan	東京都	2025年02月20日	4	4	100.0%
9	Japan	東京都	2025年02月20日	1	1	100.0%
タクシー合計				39	25	64.1%

【試験概要】

集計対象： 2025年02月01日 - 2025年02月28日

分野 試験区分 : 自動車運送業分野試験申請
自動車運送業分野特定技能1号評価試験 (バス)

No.	試験実施場所		試験実施年月	受験者数	合格者数	合格率
	国	都市				
1	Indonesia	Karanganyar, Gondangrejo	2025年02月08日	27	22	81.5%
2	Indonesia	Karanganyar, Gondangrejo	2025年02月09日	27	24	88.9%
3	Cambodia	Phnom Penh	2025年02月09日	7	7	100.0%
4	Myanmar	Yangon	2025年02月11日	10	10	100.0%
5	Philippines	Laguna	2025年02月16日	12	12	100.0%
6	Philippines	Laguna	2025年02月16日	19	18	94.7%
7	Japan	東京都	2025年02月19日	1	1	100.0%
8	Japan	東京都	2025年02月19日	1	1	100.0%
9	Japan	東京都	2025年02月20日	4	2	50.0%
10	Japan	栃木県	2025年02月26日	1	1	100.0%
11	Japan	栃木県	2025年02月26日	4	3	75.0%
12	Japan	東京都	2025年02月27日	12	12	100.0%

バス合計	125	113	90.4%
------	-----	-----	-------



Press Release

2025年2月28日

「自動車運送業分野」特定技能1号評価試験 CBT方式受付開始

一般財団法人日本海事協会（ClassNK）は、3月3日より、以下の国においてCBT（コンピューター・ベースド・テスト）方式による「自動車運送業分野特定技能1号評価試験」の受付を開始します。これにより、受験者が試験の会場（CBTテストセンター）と日時を選んで受験することが可能となり、利便性が向上します。

CBT実施国：インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、日本

その他の国については、政府による当該国からの許可取得等、必要な準備が整った後に順次実施しますので、[特定技能試験ポータルサイト](https://sswt-portal.classnk.or.jp/)（<https://sswt-portal.classnk.or.jp/>）をご確認ください。

なお、CBT方式の受験申請は、受験者本人が直接手続きを行う必要がありますので、ご注意ください。

「自動車運送業分野」特定技能1号評価試験について

(1) 試験概要

本試験は、外国人労働者が自動車運送業分野でトラック、タクシー、バスのドライバーとして就労するための在留資格「特定技能」を取得するうえで必要となる知識と技能を備えているかを確認するためのものです。

(2) 背景

人材不足の深刻化が進んでいる物流・運送業界においては、外国人材の活用が期待されており、就労する外国人に必要となる在留資格「特定技能」が注目されています。特定技能制度において、本会は2019年の制度開始当初より、「造船・舶用工業分野」

の試験実施主体として特定技能試験を実施しています。2024年4月、「造船・船用工業分野」に加え「自動車運送業分野」においても試験実施主体となりました。

(3) 試験方式

本試験は、①CBT 方式（個人申請）と②出張試験方式（法人申請）との二つの方式で実施します。

受験をご希望の方は、特定技能試験ポータルサイトにて詳細をご確認のうえ、特定技能試験申請システムよりご申請ください。

《特定技能試験ポータルサイト》

<https://sswt-portal.classnk.or.jp/>

《特定技能試験申請システム》

<https://sswt.classnk.or.jp/login>

以上

【日本海事協会について】

日本海事協会は、海上輸送の安全と海洋環境の保護に取り組む国際船級協会です。船級協会とは、中立的な第三者の立場から船舶の規則制定と検査を行い、商船の保険付保に必要となる「船級」を登録している団体です。

本会は、120 年以上の歴史と全世界 58 力国 130 力所の拠点を有し、船級登録隻数 9,000 隻以上、隻数において世界最大*の船級協会です。また、100 力国以上の船舶の船籍国（旗国）から国際条約・地域規制に基づく検査および証書発行の代行権限を取得しています。

加えて、長年の知見と経験を活かし、品質、環境、労働安全衛生などさまざまなマネジメントシステム認証、GHG 排出量の検証、再生可能エネルギー関連設備に関する認証、自動車運送事業者の労働環境に関する認証、無人航空機の操縦士試験および機体の安全性認証などを行っています。

特定技能試験に関しても、これまで「造船・船用工業分野」の試験実施主体としての業務にあたってきましたが、そのフィールドを「自動車運送業分野」に拡大しています。

本会は、持続可能な未来の実現に向けた社会の変革に対し、第三者認証機関としての役割を通じた貢献に努めています。

*2025年1月末現在 CLARKSONS RESEARCH 統計

【本件に関するお問い合わせ】

一般財団法人日本海事協会 交通物流部 特定技能試験担当

TEL : 03-5226-2758

E-mail: ssw_et@classnk.or.jp

【報道関係のお問い合わせ】

一般財団法人日本海事協会 営業本部 広報室

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町 4-7

TEL: 03-5226-2047 FAX: 03-5226-2039

E-mail: eod@classnk.or.jp

URL: www.classnk.or.jp



令和6年12月
国土交通省物流・自動車局

自動車運送業分野特定技能1号評価試験実施要領

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定）の3（1）オに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について（令和2年1月30日出入国在留管理庁）（以下「試験方針」という。）に従い、自動車運送業分野の特定技能1号に係る技能試験（以下「特定技能評価試験」という。）の適正な実施を確保するため、以下のとおり自動車運送業分野特定技能1号評価試験実施要領を定める。

1 試験概要

（1）実施言語

日本語によることとする（必要に応じてルビを付す。）。ただし、特定技能評価試験（タクシー）及び特定技能評価試験（バス）における第二種運転免許の学科試験に準拠した内容については、試験実施国の現地語を併記することとする。

（2）実施主体

実施主体は次のとおりとする。

実施主体：一般財団法人日本海事協会（以下「日本海事協会」という。）

所在地：東京都千代田区紀尾井町4番7号

（3）実施方法

特定技能評価試験は、コンピュータ・ベースド・テスティング（C B T）方式（注）又はペーパーテスト方式により、学科試験及び図やイラスト等を用いた状況設定において正しい判別、判断を行わせる判断等試験による実技試験によって行う。

（注）コンピュータを使用して出題、解答するもので、受験者は、コンピュータ画面に表示される問題をもとに、画面上で解答する。

（4）事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所

- ① 特定技能評価試験の実施回数は、年複数回程度とし、国内外で実施する。
- ② 実施時期及び実施場所は、国土交通省と日本海事協会が協議の上決定する。

（5）受験資格

特定技能評価試験を受けることができる者は、試験実施日において、満17歳以上で、かつ、日本又は外国で取得した自動車運転免許（試験実施日において有効なものに限る。）を保有している者とする。ただし、国内で受験する者にあって

は在留資格を有する者を対象とし、退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限のある機関の発行した旅券を所持していない者を除く。

なお、試験方針によれば、試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられるものではなく、また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われ、必ずしも査証の発給を受けられるものではないとのことであり、その旨を試験案内において周知することとする。

(6) 試験実施上の注意事項

国外試験の実施に当たっては、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施するものとする。

(7) 受験者の募集

- ① 日本海事協会は、国内及び試験実施国において試験実施の周知を図るとともに、自らのウェブサイトを通じて受験者を募集することとする。
- ② 試験日、試験会場、受験予約期間、受験料とその支払方法等、受験申込みに必要な事項のほか、受験日当日の本人確認書類等は、当該ウェブサイトに掲載する。

当該ウェブサイトについては、国土交通省のホームページで周知する。

(8) 受験申込み

日本海事協会は、(7)に基づき専用ウェブサイトから行われた受験申込みに限り受け付け、次に掲げる事項について審査し、要件を満たしていると認めた場合に、その申込みを受理して試験日時、試験場所、受験番号、受験者名等を記載した受験資格情報を提供する。

- ① 日本又は外国で取得した自動車運転免許証（試験実施日において有効なもの）
- ② 国内での受験希望者は、在留資格、在留期限に加えて、在留カードを所持している場合は在留カード番号、在留カードを所持していない場合はパスポート番号
- ③ 必要記入事項
- ④ その他、日本海事協会が定める添付資料

(9) 合否の通知方法

日本海事協会は、受験者に対し、試験実施後1か月以内に専用ウェブサイトで合否を通知するものとする。また、試験合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した後、受入れ機関による合格証明書の発行申請及び合格証明書発

行手数料納付の手続を経て、受入れ機関に合格証明書を交付する。

2 試験実施体制

(1) 試験問題作成体制

試験問題作成等の技術上の専門的事項を審議する「特定技能評価試験有識者委員会」において、学科試験及び実技試験の問題を審議する。

(2) 試験実施体制

日本海事協会は受験申込方法の構築、試験会場の手配、本人確認、試験監督員の配置等、試験に関する事務を実施する。

試験会場については、私物保管用ロッカーや監視カメラの設置等、不正が行われないようにするための設備を整備する。

試験監督員については、業務を適切に行うことができる人員を配置するとともに、一定期間毎に再研修を実施する。

(3) 試験の適切な運用をフォローする体制

① 国土交通省は、日本海事協会に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。

また、国土交通省は、日本海事協会が法令、本実施要領若しくは上記指示に違反した場合には、試験実施主体の取消しができるものとする。

② 試験監督員が、受験者に明らかな不正行為があったことを確認した場合は、その受験者につき試験を中止し、その受験者を退場させるとともに、日本海事協会は速やかに国土交通省に報告する。

③ 日本海事協会は、不正の手段によって特定技能評価試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、若しくは合格の決定を取り消した上で合格証明書を返還させ、又は期間を定めて特定技能評価試験を受けることができないものとすることができる。

なお、このとき納付した受験料及び合格証明書発行手数料は、返還しない。

④ 日本海事協会は、合格証明書を偽造した者に対しては、期間を定めて特定技能評価試験を受けることができないものとすることができる。

3 試験水準

ア トラック運送業

運行管理者等の指導・監督の下、貨物自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や荷崩れを起こさない貨物の積付けができるレベルであることを確認する観点から、実務経験2年程度の者が、事前に当該試験の準備を行わずに受験した場合、7割程度合格できる水準とする。

イ タクシー運送業

運行管理者等の指導・監督の下、一般乗用旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認する観点から、実務経験2年程度の者が、事前に当該試験の準備を行わずに受験した場合、7割程度合格できる水準とする。

ウ バス運送業

運行管理者等の指導・監督の下、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業における運行前後の点検、安全な運行、乗務記録の作成や乗客対応等ができるレベルであることを確認する観点から、実務経験2年程度の者が、事前に当該試験の準備を行わずに受験した場合、7割程度合格できる水準とする。

4 試験の範囲等

(1) 特定技能評価試験の範囲

ア トラック運送業

特定技能評価試験の範囲は、学科試験、実技試験いずれにおいても次に掲げる範囲とする。

- ① 運行業務
- ② 荷役業務
- ③ 安全衛生

イ タクシー運送業

特定技能評価試験の範囲は、学科試験、実技試験いずれにおいても次に掲げる範囲とする。

- ① 運行業務
- ② 接遇業務
- ③ 安全衛生

ウ バス運送業

特定技能評価試験の範囲は、学科試験、実技試験いずれにおいても次に掲げる範囲とする。

- ① 運行業務
- ② 接遇業務
- ③ 安全衛生

(2) 特定技能評価試験の出題形式、問題数及び試験時間

試験時間は学科試験と実技試験をあわせて80分とし、問題数及び出題形式は次のとおりとする（全試験区分共通。）。

- ① 学科試験

問題数：30問

出題形式：真偽法（○×式）

② 実技試験

問題数：20問

出題形式：三肢択一

5 合否の基準

学科試験及び実技試験それぞれの正答率が60%以上を合格基準とする。

6 試験の不正防止策

受験者数に応じた適正な人数の試験監督員を配置し、試験を適正に実施する。

また、試験監督員に対する研修、試験問題の厳重な管理、パスポート等顔写真付きの身分証明書による本人確認等のなりすまし防止、持ち物検査の実施、スマートフォン等通信機能付の携帯情報端末等の管理を徹底するなどの不正防止策を講じる。

7 試験結果の公表方法

日本海事協会は、試験実施場所、受験者数、合格者数などの試験結果について、自らのウェブサイトで公表する。

8 その他必要事項

(1) 合格証明書の有効期限

合格証明書の有効期限は、受験日から10年後とする。

(2) 合格証明書の再交付

合格証明書は、上記(1)に定める有効期限までは、専用ウェブサイトから入手できる。

(3) 受験料については、試験実施に係る費用、試験実施国の所得及び物価の水準、他の分野の特定技能評価試験の受験料、他国が行う類似の試験の受験料等を勘案して決定する。

(4) 日本海事協会は、試験結果について、出入国在留管理庁及び国土交通省の求めに応じて、必要な情報を提供する。

(5) 日本海事協会は、試験方針5(1)に基づき、各事業年度終了後、出入国在留管理庁及び国土交通省に対し、遅滞なく、試験実施状況報告書（実施した試験の内容及び結果概要を含む。）を提出し、確認を受けた後、自らのウェブサイトで公表する。

(6) 秘密保持義務

① 特定技能評価試験有識者委員会委員及びその他特定技能評価試験に関する

職務を担当する者（以下「特定技能評価試験委員等」という。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

- ② 特定技能評価試験委員等は、特定技能評価試験の公正な実施に務めなければならない。
- ③ 特定技能評価試験委員等が、職務上知り得た秘密を他に漏らし、若しくは盗用し、又は公正な特定技能評価試験の実施に違反したことが判明した場合は、その任を解くとともに、それ以降、当該試験に関する職務に就けてはならない。

（7）帳簿及び書類の保存

日本海事協会は、特定技能評価試験事務に関する帳簿及び書類を試験実施の翌年度から起算してそれぞれ記載の期間、保存するものとする。

① 「受験者台帳」	10年
② 「学科試験問題」	3年
③ 「学科試験解答」	3年
④ 「実技試験問題」	3年
⑤ 「実技試験解答」	3年
⑥ 「特定技能評価試験結果報告書」	3年
⑦ 「C B T方式による試験結果及び個人情報ファイル」	10年

（8）その他

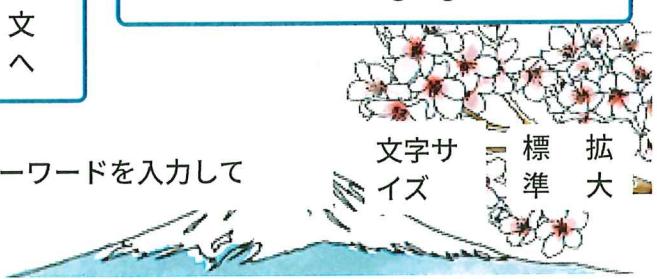
本要領は、試験実施の状況等を踏まえつつ、適宜見直しを行う。



本文
へ

Multi language

キーワードを入力して



組織・採用	出入国手続	在留手続	在留支援	退去強制手続	難民の認定等	政策情報 (会議・統計等)	広報・情報公開等
-------	-------	------	------	--------	--------	------------------	----------

[トップページ](#) [在留手続](#) [特定技能制度](#) [特定技能関係特定活動（要件・提出書類）](#)

自動車運送業分野の「特定技能1号」になるための準備活動（日本の運転免許取得又は新任運転者研修の修了）を希望する場合（「特定活動」（特定自動車運送業準備））

自動車運送業分野の「特定技能1号」になるための準備活動（日本の運転免許取得又は新任運転者研修の修了）を希望する場合（「特定活動」（特定自動車運送業準備））

1号特定技能外国人として自動車運送業分野の業務に従事するためには、日本の運転免許取得のほか、タクシー運送業及びバス運送業においては新任運転者研修の修了が必要となることから、これらの準備を行う場合には、在留資格「特定活動」に係る在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請を行うことができます。

本特定活動を申請しようとする外国人本人（特定自動車運送業準備外国人）及び当該外国人を受け入れようとする所属機関（特定自動車運送業準備所属機関）は、本人の日本の運転免許取得及び新任運転者研修の修了を除き、その他の要件については特定技能1号の申請を行う際と同様の要件を満たす必要があります。

本特定活動で認められる活動内容は次のとおりです。

- ・ 外免切替等による運転免許の取得に係る諸手続（自動車教習所への通所を含む。）
- ・ 新任運転者研修の受講（タクシー運送業及びバス運送業の場合）
- ・ 車両の清掃等の関連業務

[「業分野の基準について」](#) 及び 「[特定技能外国人受入れに関する運用要領](#)」を御参照ください。

※本特定活動の在留期間は、トラック運転者の場合 6月、タクシー運転者及びバス運転者の場合 1年であり、在留期間の更新はできません。

※特定自動車運送業準備外国人は、1号特定技能外国人としての活動を行う予定である機関との雇用契約に基づき、上記の活動を行うことができます。

※本特定活動の在留期間が残っている場合でも、運転免許の取得及び新任運転者研修（タクシー運送業及びバス運送業の場合）を修了した場合は、速やかに「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行っていただく必要があります。

※本特定活動で在留した期間については、特定技能1号の通算在留期間に含まれません。

在留資格認定証明書交付申請

在留資格変更許可申請

この在留資格で在留中の方に必要な届出

特定自動車運送業準備所属機関が行う報告

申請に当たっての留意事項（申請される前に御確認ください。）

- 申請書の書き方、必要書類等についての御質問は、「[外国人在留総合インフォメーションセンター](#)」へお問い合わせください。
TEL : 0570-013904 (IP電話・海外から : 03-5796-7112)
- 申請人とは、日本での在留を希望している外国人の方のことです。
- 申請書は、本ページからダウンロードいただけるほか、[地方出入国在留管理局](#)でも用紙を用意しています。
- 掲載している申請書等は、日本産業規格A列4番に印刷しお使いになります。
片面1枚ずつ印刷してください（両面印刷はしないでください。）。
- 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。
- 提出書類が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付してください。
- 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出てください。
- 申請いただいた後に、当局における審査の過程において、本ページ記載外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ御承知おき願います。

在留資格認定証明書交付申請

新しくこの在留資格で日本への入国を希望する場合の申請です。

1.在留資格認定証明書交付申請書 1通

以下からダウンロード可能です。

在留資格認定証明書交付申請書(PDF)

在留資格認定証明書交付申請書(EXCEL) 【記載例】

※ 申請取次者を介して複数の申請人について同時申請する場合には次の申請人名簿が必要です。

申請人名簿(PDF)

申請人名簿(EXCEL)

2.写真 1葉 (指定の規格を満たした写真を用意し、申請書に添付して提出)

※ 申請書の写真添付欄に写真を直接印刷したものと提出いただいても差し支えありませんが、指定の規格を満たさない不適当な写真を用いて申請が行われた場合には、写真の撮り直しをお願いすることとなります。

3.返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、必要な額の郵便切手（簡易書留用）を貼付したもの1通

4.説明書（特定活動（特定自動車運送業準備））[Word]

5.その他 以下の「提出書類一覧・確認表」をよく御確認いただき、必要な書類を提出してください。

※ 下記のいずれにもあてはまらない場合や、不明な点がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）まで御相談ください。

提出書類一覧・確認表

(1)申請人に関する必要書類	(2)所属機関に関する必要書類			(3)分野に関する必要書類			
<p>第1表 <u>(PDF)</u>.<u>(EXCEL)</u>.</p> <p>※項番12について 説明書を提出する 場合は、以下の様式を御使用ください。 【説明書】 <u>(Word)</u></p>	<p>第2表の1～3（いずれかを提出）</p> <table border="1"> <tr> <td>第2表の1 <過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する場合></td> <td>第2表の2 <法人の場合> <u>(PDF)</u>.<u>(EXCEL)</u>.</td> <td>第2表の3 <個人事業主の場合> <u>(PDF)</u>.<u>(EXCEL)</u>.</td> </tr> </table> <p>(1) 日本の証券取引所に上場している企業 (2) 保険業を営む相互会社 (3) 高度専門職省令 第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ※対象はリンク先の「イノベーション促進支援措置一覧」を御確認ください。 (4)一定の条件を満たす企業等<u>(PDF)</u>. (5)前年分の給与所得の源泉徴収票等の</p>			第2表の1 <過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する場合>	第2表の2 <法人の場合> <u>(PDF)</u> . <u>(EXCEL)</u> .	第2表の3 <個人事業主の場合> <u>(PDF)</u> . <u>(EXCEL)</u> .	第3表 <u>(PDF)</u> . <u>(EXCEL)</u> .
第2表の1 <過去3年間に指導勧告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する場合>	第2表の2 <法人の場合> <u>(PDF)</u> . <u>(EXCEL)</u> .	第2表の3 <個人事業主の場合> <u>(PDF)</u> . <u>(EXCEL)</u> .					

法定調書合計表中、 紙と所得の源泉徴収 税額が1,000万円以 上ある団体・個人 (6)電子届出シス テムの利用者登録をし ている (PDF) (EXCEL)		
--	--	--

申請人本人以外の方（[申請書類を提出できる方については、こちらのページを参照してください。](#)）が申請書類を提出する場合は、申請書類を提出できる方かどうかを確認させていただきため、申請書類を提出する方の身分を証明する文書（戸籍謄本等）の提示が必要です。

在留資格認定証明書上の氏名と旅券（パスポート）上の氏名の表記が異なる場合には、入国までの各手続において確認を行う等により、手続に時間を要する場合がありますので、提出が可能な場合には申請時に旅券（パスポート）の写しを併せて御提出ください。

■ 在留資格変更許可申請

既に日本に滞在されている方が、活動内容を変更し、この在留資格に該当する活動を行おうとする場合の申請です。

他の在留資格に該当する活動を行おうとする場合は速やかに申請してください。[本来の在留資格に基づく活動を行っていない場合には、在留資格を取り消される場合があります。](#)

1.在留資格変更許可申請書 1通

以下からダウンロード可能です。

[在留資格変更許可申請書\(PDF\)](#)

[在留資格変更許可申請書\(EXCEL\)【記載例】](#)

※ 申請取次者を介して複数の申請人について同時申請する場合には次の申請人名簿が必要です。

[申請人名簿\(PDF\)](#)

[申請人名簿\(EXCEL\)](#)

2.写真 1葉（[指定の規格を満たした写真](#)を用意し、申請書に添付して提出）

※ 申請書の写真添付欄に写真を直接印刷したものをお出し頂いても差し支えありませんが、指定の規格を満たさない不適切な写真を用いて申請が行われた場合には、写真の撮り直しをお願いすることとなります。

3.申請人のパスポート及び在留カード 提示

4.説明書（特定活動（自動車運送業準備））[【Word】](#)

5.その他 以下の提出書類一覧・確認表をよく御確認いただき、必要な書類を提出してください。

※ 下記のいずれにもあてはまらない場合や、不明な点がある場合は、最寄りの地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く）まで御相談ください。

提出書類一覧・確認表

(1)申請人に関する必要書類	(2)所属機関に関する必要書類	(3)分野に関する必要書類
第2表の1～3		
<p>第1表 (PDF) (EXCEL)</p> <p>※項番17について説明書を提出する場合は、以下の様式を御使用ください。 【説明書】 (Word)</p>	<p>第2表の1 <過去3年間に指導勸告書の交付を受けていない機関であって、かつ以下のいずれかに該当する場合></p> <p>(1)日本の証券取引所に上場している企業 (2)保険業を営む相互会社 (3) 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ※対象はリンク先の「イノベーション促進支援措置一覧」を御確認ください。</p> <p>(4)一定の条件を満たす企業(PDF) (5)前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人 (6)電子届出システムの利用者登録をしている (PDF) (EXCEL)</p>	<p>第2表の2 <法人の場合> (PDF) (EXCEL)</p> <p>第2表の3 <個人事業主の場合> (PDF) (EXCEL)</p> <p>第3表 (PDF) (EXCEL)</p>

申請人本人以外の方（[申請書類を提出できる方については、こちらのページを参照してください。](#)）が申請書類を提出する場合は、申請書類を提出できる方かどうかを確認させていただくため、申請書類を提出する方の身分を証明する文書（戸籍謄本等）の提示が必要です。

この在留資格で在留中の方に必要な届出

[【入国後住所を定めたとき】新規上陸後の住居地の届出](#)

【住居地に変更があったとき（引っ越したとき）】住居地変更の届出

【在留カードの住居地以外の項目に変更があったとき】住居地以外の在留カード記載事項の変更届出

特定自動車運送業準備所属機関が行う報告

特定自動車運送業準備所属機関は、以下の(1)から(3)のいずれかの事由に該当する場合には、地方出入国在留管理局へ報告を行うことが義務付けられています。

- (1) 特定自動車運送業準備雇用契約の変更をしたとき
- (2) 特定自動車運送業準備雇用契約が終了したとき
- (3) 新たな特定自動車運送業準備雇用契約を締結したとき
- (4) 特定自動車運送業準備外国人支援計画の変更をしたとき
- (5) 登録支援機関との委託契約を締結したとき
- (6) 登録支援機関との委託契約を変更したとき
- (7) 登録支援機関との委託契約を終了したとき

〈報告様式〉

- (1) 特定自動車運送業準備雇用契約の変更をしたとき

分野参考様式第15-13-1号 ([PDF](#)) ([EXCEL](#))

- (2) 特定自動車運送業準備雇用契約が終了したとき及び(3)新たな特定自動車運送業準備雇用契約を締結したとき

分野参考様式第15-13-2号 ([PDF](#)) ([EXCEL](#))

※上記の報告対象者や報告事由が複数に及ぶ場合は次の別紙を使用することとして差し支えありません。

分野参考様式第15-13号(別紙) ([PDF](#)) ([EXCEL](#))

- (4) 特定自動車運送業準備外国人支援計画の変更をしたとき

分野参考様式第15-14号 ([PDF](#)) ([EXCEL](#))

※上記の報告対象者や報告事由が複数に及ぶ場合は次の別紙を使用することとして差し支えありません。

分野参考様式第15-14号(別紙) ([PDF](#)) ([EXCEL](#))

- (6) 登録支援機関との委託契約を変更したとき

分野参考様式第15-15-1号 ([PDF](#)) ([EXCEL](#))

- (5) 登録支援機関との委託契約を締結したとき及び(7)登録支援機関との委託契約を終了したとき

分野参考様式第15-15-2号 ([PDF](#)) ([EXCEL](#))

※上記の報告対象者や報告事由が複数に及ぶ場合は次の別紙を使用することとして差し支えありません。

分野参考様式第15-15号(別紙) ([PDF](#)) ([EXCEL](#))

〈提出資料一覧表〉

報告書に添付する書類については、次の提出資料一覧表を御参照ください。

- (1) から (3) に該当する場合の報告に係る提出資料一覧表 ([PDF](#))
- (4) から (7) に該当する場合の報告に係る提出資料一覧表 ([PDF](#))

組織・採用	出入国手続	在留手続	在留支援
出入国在留管理庁の概要	手続・制度概要 各種公表資料	在留資格から探す 手続の種類から探す	ロードマップ 総合的対応策
機構図	出入国審査・在留審査Q&A	特定技能制度	HarmoniUP!
幹部一覧		外国人技能実習制度について	新規入国者向けガイドページ
地方出入国在留管理官署		オンライン手續	外国人生活支援ポータルサイト
採用案内		各種公表資料 Q&A	生活・就労ガイドブック
			外国人在留支援センター(FRESC／フレスク)
			相談窓口
			外国人との共生施策に係る御意見・御要望(御意見箱)
退去強制手続	難民の認定等	政策情報(会議・統計等)	広報・情報公開等
手続・制度概要	手続・制度概要	会議・委員会等	プレスリリース
各種公表資料	各種公表資料	統計	更新情報
入管法違反者に関する情報提供		基本計画・白書・パンフレット	広報
		関係法令	調達情報
		その他政策情報	情報公開
			個人情報保護
			公文書管理
			ご意見・情報提供
			その他の公表情報
			よくあるお問い合わせ(FAQ)



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞
が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
TEL045-370-9755（代表）（法人
番号：7000012030004）



外国人在留支援センタ ー（F R E S C）

〒160-0004 東京都新宿区四谷
1-6-1 四谷タワー13階
TEL0570-011000（代表）
※出入（帰）国記録、外国人登
録原票等の開示請求についての
お問合せはこちら
総務課出入国情報開示係 TEL03-
5363-3005

[サイト
マップ](#)

[リンク・著作
権等について](#)

[出入（帰）国記録に係
る開示請求について](#)

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

資料 7

警察庁丁運発第 82 号
令和 7 年 3 月 3 日

国土交通省物流・自動車局 企画・電動化・自動運転参事官 殿

国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長 殿

国土交通省物流・自動車局 旅客課長 殿

警察庁交通局運転免許課長

在留資格「特定活動（特定自動車運送業準備）」で在留する外国人に係る免許申請について（協力依頼）

在留資格「特定活動（特定自動車運送業準備）」で在留する外国人（以下「特定自動車運送業準備外国人」という。）については、在留期間の上限が設定されていることを踏まえ、各都道府県警察において、特定自動車運送業準備外国人から道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 97 条の 2 第 3 項の規定による運転免許試験の一部免除（以下「外免切替」という。）の適用を受けた免許申請があった場合には、一般の申請者とは別枠で予約を受け付けるなど、優先的な申請受理を行うこととしています。

この点、申請者が特定自動車運送業準備外国人であることの確認は、出入国在留管理庁により公布される「指定書」の記載内容の確認により行うことになりますが、申請書類に不備があった場合、たとえ優先的に申請を受け付けたとしても、申請受理後の手続が滞留する事態になりかねないため、申請者本人及び申請者と雇用契約を結んだ受入れ機関等において、申請書類に不備がないかを事前にチェックしていただくことが重要であると考えております。

つきましては、当課において、別添のとおり、「外免切替に必要となる申請書類の事前チェックリスト」を作成いたしましたので、貴省におかれでは、所管の自動車運送業関係団体、自動車運送業に係る特定技能所属機関及び登録支援機関等に対して、当該チェックリストを広く周知いただくようお願いいたします。

外免切替に必要となる申請書類の事前チェックリスト

〈共通で必要となる書類〉

住民票の写し（本籍・国籍が記載されたもの。コピー不可）

外国等の運転免許証（有効なもの）

※国際運転免許証は対象外となります。また、運転免許証に取得年月日の記載がない場合や2種類以上の免許を保有している場合は別途証明書が必要となります。（裏面「国別に必要となる書類」参照）

日本語による外国等の運転免許証の翻訳文（定められた者が作成したもの）

※当該免許を発給した外国等の行政庁等若しくは領事機関、ドイツ自動車連盟、（公財）台湾日本関係協会、（一社）日本自動車連盟（JAF）又は（株）ジップラスが作成したもので、運転することができる自動車等の種類、有効期限、免許の条件が記載されたものが必要となります。

外国免許の発給国の滞在期間を証明する書類

※受けようとする日本の免許に相当する外国免許を受けた後、当該外国免許の取得年月日から起算して当該外国免許の発給国等に滞在していた期間が通算して3か月以上であることを証明するために必要となる以下のいずれかの書類が必要となります。

①領事機関等の公的機関が発給した外国免許取得後、当該外国免許の発給国に3か月以上滞在したことを証明する滞在証明書又は出入国記録

②現在有効なパスポート（ただし、当該パスポートの発給日から3か月以内に出国している場合は、当該パスポートだけでは外国の運転免許を受けた後に通算して当該外国等に3か月以上滞在していたことを証明できないため、過去に発給を受けたパスポートがある場合は、当該過去のパスポートも用意してください。）

③当該外国等の企業、学校等に在職（在学）していたことを証明する証明書（企業、学校等の組織や責任者が発行し、在職（在学）していた期間が明示されたもの）又は当該外国等で納税したことを証明する書類であって、当該外国免許の発給国に3か月以上滞在していたことが証明できるもの

④①、②、③の書類等がいずれもない場合は、現地で生活していたことを疎明する書類（賃貸アパートの契約書、給与明細等で申請者名義のもの）等であって、当該外国免許の発給国に3か月以上滞在していたことが証明できるもの

※④の書類（賃貸アパートの契約書、給与明細等で申請者名義のもの）は、アパートを契約していた期間や給与の支払い期間が明記されている必要があります。また、これらの書類1種類で3か月を超えていない場合は、複数の書類に記載された期間を通算して当該外国免許の発給国に滞在していた期間が3か月以上あることが確認できれば足ります。

※出入国の自動化ゲートが導入されている国については、パスポートによる滞在確認ができない場合があります。

※外国免許の取得後に当該外国免許の発給国に1年間以上滞在していたことが証明できる場合は、初心運転者標識の表示義務が免除となります。

申請用写真（6か月以内に撮影したもので、縦3cm×横2.4cmの大きさのもの）

※原則無帽で、裏面に申請者氏名、撮影年月日を記載してください。

身分証明書（在留カード、旅券等）

パスポート（最近更新した場合は、更新前のパスポートも必要となる場合がありますのでどちらも持参してください。）

特定活動の指定書（特定自動車運送業準備に係るものに限る。）

〈国別に必要となる書類〉

- 外国で取得した証明書類には、当該国の外務省による公印確認又はアポスティーユが必要です。
- 外国の運転免許証とパスポート等に記載の氏名が異なる場合は、その理由を説明する証明書が必要になります。
- 書類はいずれも原本の提出又は提示が必要です。証明書等のコピーは使えません。
- 2種類以上の免許を保有している場合は、原則として運転免許の経歴を証す書類（ドライビングレコード等）が必要です。

インド	<input type="checkbox"/> インドの交通局発行の証明書
インドネシア	<input type="checkbox"/> 運転免許証の交付日が確認できる証明書
カンボジア	<input type="checkbox"/> 運転免許証の交付日が確認できる証明書
スリランカ	<input type="checkbox"/> スリランカ交通局発行の運転免許証明書
タイ	<input type="checkbox"/> 運転免許経歴証明書
ネパール	<input type="checkbox"/> ネパール国で発行した運転免許経歴証明書
パキスタン	<input type="checkbox"/> 駐日大使館発行の運転免許に係る証明書
フィリピン	<input type="checkbox"/> 運転免許経歴証明書
	<input type="checkbox"/> オフィシャルレシート
ベトナム	<input type="checkbox"/> 駐日大使館における運転免許証の認証
バングラデシュ	<input type="checkbox"/> ドライビングレコード（本国で発給されたもの）
ミャンマー	<input type="checkbox"/> 運転免許証の交付日がわかる証明書の原本とその日本語訳
モンゴル	<input type="checkbox"/> モンゴル国で発行した運転免許証明書
ブラジル	<input type="checkbox"/> 運転免許経歴証明書（WEBで可）
中国	<input type="checkbox"/> 基本信息
	<input type="checkbox"/> 成績証明、経歴証明、信用状況又はデジタル免許証をプリントアウトしたもの（顔写真、氏名、QRコード、住所、免許種別、取得日がすべて入っているものに限る）のうち1点

ご不明点等あれば、住所地を管轄する運転免許試験場等までお問い合わせください。

失効したり再交付していた場合は追加の書類が必要な場合があります。

特定自動車運送業準備外国人の外免切替予約等相談連絡先等一覧

都道府県名	試験場名	担当係名	電話番号	外免切替に関する各都道府県ホームページURL	管轄区域
北海道	札幌運転免許試験場	免許第一係	011-695-5515	https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/menkyo/gai_menkyo_kirikae.html	石狩市、新千歳川町、渕川市、宗平市、妙川市、歌志内市、浦臼町、上砂川町、宗谷町、芦别市、美瑛町、月形町、当別町、新得津村、三笠市、岩見沢市、夕張市、夷山町、江別市、南徳町、長沼町、由仁町、北広島市、札幌市、恵庭市、千歳市、赤井川村、余市町、仁木町、吉平町、積丹町、神恵内村、泊村、共和町、岩内町、倶知安町、京極町、喜茂別町、真狩村、留寿都村、二セロ町、周知町、深浦湖町、壮瞥町、伊達市、室蘭市、勇払市、白老町、吉小牧市、安平町、むかわ町、厚真町、平取町、日高町、新ひだか町、洞爺町、佐幌町、えりも町
	函館運転免許試験場	免許係	0138-46-2007	http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/menkyo/gai_menkyo_kirikae.html	函館市、森町、八雲町、木古内町、江差町、せたな町、赤郡町、厚岸郡町、今金町、上ノ国町、鳥取町、知内町、七飯町、福島町、北斗市、乙部町、鹿部町、長万部町、黒松内町、島田町、佐呂町、閨越町
	旭川運転免許試験場	免許係	0166-51-2489	https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/asahikawahonbu/	旭川市、和寒町、上川町、土別町、名寄市、勇平町、枝幸町、東川町、栗泽来町、稚内市、勇良野町、深川市、沼田町、留寿都町、羽幌町、天盐町、雨竜町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、斜里町、猿払村、下川町、上川町、愛别町、初山別村、萬古町、伏尔别町、当麻町、豊富町、中川町、浜頓別町、比布町、岩加内町、幌延町、増毛町、桦前牛町、利尻町、礼文町、和寒町、追别町、音威子府町、昆延町、中頓別町、苔原別町、苔前町
	釧路運転免許試験場	免許係	0154-57-5913	https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/menkyo/gai_menkyo_kirikae.html	釧路市、釧路町、厚岸町、弟子屈町、根室市、中標津町、標茶町、襟裳町、白糠町、幌磨町、別海町
	帶広運転免許試験場	帯広試験場免許係	0155-33-2470	https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/menkyo/gai_menkyo_kirikae.html	帶広市、池田町、本別町、斜野町、広尾町、士幌町、上士幌町、更別村、庭追町、中札内村、本別町、葛差别町、芽室町、經別町、晉更町、大樹町、登別町、清水町、足寄町、洞爺町、浜中町、庄尾町
	北見運転免許試験場	免許係	0157-36-7700	https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/guide/menkyo/gai_menkyo_kirikae.html	北見市、置戸町、洞爺町、町子后町、追程町、湯別町、佐吕間町、胡来町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、清里町、拔归町、洞上町、邑部町、挂武町、西貝町
青森	青森自動車運転免許試験場	試験・教習所係	017-782-0081	https://www.police.pref.aomori.lg.jp/taisaku/menkyo/kokusai/gaimenninkirika.html	県内全域
岩手	岩手県自動車運転免許試験場	試験係	019-683-1251	https://www.pref.iwate.jp/kenkei/kotsu/menkyo/3000547.html	県内全域
宮城	宮城県運転免許センター	試験係	022-373-3601	http://powercms.mpp.io/menkyo/main/gaikoku.html	県内全域
秋田	運転免許センター	試験係	018-862-7570	https://www.police.pref.akita.lg.jp/menkyo/exam/p1582	県内全域
山形	総合交通安全センター	技能試験係	023-655-2150	https://www.police.pref.yamagata.lg.jp/001/001/001/001_001.htm	県内全域
福島	福島運転免許センター	免許第一	024-591-4372	https://www.police.pref.fukushima.lg.jp/14_menkyo/gai_02/020750120/001/001.htm	県内全域
	郡山運転免許センター	免許第三	024-961-2100	https://www.police.pref.fukushima.lg.jp/14_menkyo/gai_02/020750120/call/001/001.htm	県内全域（特例国のみ）
東京	府中運転免許試験場	学科試験課	042-362-3591	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokusai05.html	都内全域
	蚊洲運転免許試験場	試験課	03-3474-1374	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokusai05.html	都内全域
	江東運転免許試験場	免許課 (4/1～学科試験課)	03-3699-1151	https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/menkyo/menkyo/kokusai05.html	都内全域（特例国のみ）
茨城	運転免許センター	外国免許切替係	029-293-8811	https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a03_license/exam/gaimen.html	県内全域
栃木	運転免許試験場	学科試験係	0289-76-0110	https://www.pref.to-higashi.lg.jp/keisatu/n30/tetuzuki/menkyo_gaikoku.html	県内全域
群馬	総合交通センター	学科試験係	027-253-9300	https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/154226.pdf	県内全域
埼玉	運転免許センター	運転免許試験課学科試験係	048-543-2001	https://www.police.pref.saitama.lg.jp/0130/menkyo/gaikoku.html	県内全域
千葉	千葉運転免許センター	学科係	043-274-2000	https://www.police.pref.chiba.lg.jp/licence_new frm/foreign_license.htm	県内全域
神奈川	運転免許センター	外国免許係	045-365-3111	https://www.police.pref.kanagawa.lg.jp/letsuzuki/menkyo/mes83046.html	県内全域
新潟	新潟試験会場	技能教習所	025-254-4040	https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kenkei/menkyo-gaikoku-gaikoku.html	県内全域
山梨	運転免許課	試験第1係	055-285-0533	https://www.pref.yamanashi.lg.jp/police/g_menkyo/siken_siken_qa.html#4	県内全域
長野	東北信運転免許課	試験係	026-292-2345	https://www.pref.nagano.lg.jp/police/menkyo/shiken/annai/nihonmenkyo.htm	県内全域
	中南信運転免許課	試験係	0263-53-6611	https://www.pref.nagano.lg.jp/police/menkyo/shiken/annai/nihonmenkyo.htm	県内全域
静岡	東部運転免許センター	試験係	055-921-2000	https://www.pref.shizuoka.lg.jp/police/shinse/menkyo/gaikoku/kirikae.html	県内全域
	中部運転免許センター	試験係	054-272-2221	https://www.pref.shizuoka.lg.jp/police/shinse/menkyo/gaikoku/kirikae.html	県内全域
	西部運転免許センター	試験係	053-587-2000	https://www.pref.shizuoka.lg.jp/police/shinse/menkyo/gaikoku/kirikae.html	県内全域
富山	運転免許センター	試験係	076-441-2211	https://police2.pref.toyama.lg.jp/6117/untenmenkyo/monkyoushou/1113111419.html	県内全域
石川	運転免許センター	試験係	076-238-5901	https://www.pref.pref.pref2.lg.jp/zhikawa.lg.jp/application/applicatn01/applicatn14.html	県内全域
福井	運転者教育センター	試験係	0776-51-2820	https://www.pref.fukui.lg.jp/kenkei/doc/kenkei_doc/nakao-naka200_d.fil/gaikoku.pdf	県内全域
岐阜	岐阜県自動車運転免許センター	外国免許係	058-237-5719	https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/100122.html	県内全域
愛知	運転免許試験場	外国免許切替審査係	052-800-1352	https://www.pref.aichi.lg.jp/police/menkyo/gaimennensougyou.html	県内（東三河地区を除く）
	東三河運転免許センター	学科試験係	0533-85-7181	https://www.pref.aichi.lg.jp/police/menkyo/gaimennensougyou.html	東三河地区（新城市、豊川市、蒲郡市、田原市、北設楽郡）
三重	運転免許試験課	外国免許審査係	059-229-1212	https://www.police.pref.mie.jp/licence/licence_kirikae.html	県内全域

滋賀	運転免許課	試験係	077-585-1255	https://www.pref.shiga.lg.jp/police/menkyo/kokugai/301012.html	県内全域
京都	京都府運転免許試験場	試験係	075-631-5181 (内線222)	https://www.pref.kyoto.jp/fukei/menkyo/s_men1/gaimen/	府内全域
大阪	門真運転免許試験場	免許審査係	06-6908-9121	https://www.police.pref.osaka.lg.jp/tetsuduki/untenmenkyo/3694.html	府内全域
	光明池運転免許試験場	免許審査係	0725-56-1881	https://www.police.pref.osaka.lg.jp/tetsuduki/untenmenkyo/3694.html	府内全域
兵庫	明石運転免許試験場	学科適性係	078-912-1778	https://www.e-hyogo.eiq-front.jp/hyogo_uletsuke/form.do?id=1673544618435	県内全域
奈良	運転免許センター	試験係	0744-25-5224	https://www.police.pref.nara.jp/cmsfiles/coments/00000000457/menkyoikirae.pdf	県内全域
和歌山	交通センター	試験係	073-473-0110	https://www.police.pref.wakayama.lg.jp/02_koutsu/driverslicense/iyuken/documents/11kirkiae.pdf	県内全域
鳥取	東部免許センター	免許係	0857-36-1122	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34987	県内全域 (特例国のみ)
	西部免許センター (中越免許センター)	免許係	0858-38-6110	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34987	県内全域
	西部免許センター	免許係	0859-22-4607	https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34987	県内全域 (特例国のみ)
島根	運転免許センター	試験係	0852-36-7400	https://www.ges-shiken.lg.jp/sobou_03_doushi_Feiseis_06_inter-national_licensure_taisaku.html	県内全域
	西部免許センター	試験係	0855-23-7900	https://www.ges-shiken.lg.jp/sobou_03_doushi_Feiseis_07_inter-national_licensure_taisaku.html	県内全域
岡山	岡山県運転免許センター	試験係	086-724-2200	https://www.pref.okayama.jp/page/detail-73663.html	県内全域
広島	広島県運転免許センター	学科試験係	082-228-0110 (内線703-252)	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police1/061-u-iyuken-5gakukum.html	県内全域
	広島県東部運転免許センター	東部免許第三係	082-228-0110 (内線704-264)	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police1/061-u-iyuken-5gakukum.html	県内全域
山口	山口県総合交通センター	試験第一係	083-973-2900	https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/police/193287.html	県内全域
徳島	徳島県運転免許センター	試験教習所係	088-699-0110	https://www.police.pref.tokushima.jp/06menkyo/0614-gaijoku/index.html	県内全域
香川	運転免許センター	試験係	087-881-0645	https://www.pref.lagawa.lg.jp/police-ksmenkyo/menkyo/shiken/gaimen.html	県内全域
愛媛	運転免許センター	試験・教習所指導係	089-934-0110	https://www.police.pref.ehime.jp/menkyokanri/nainai/new/pdf/B_shiken/shiken7.pdf	県内全域
高知	運転免許センター	試験・教習所係	088-893-1221	https://www.police.pref.kochi.lg.jp/docs/2025012100034/ (※R7.3.24まで)	県内全域
福岡	福岡自動車運転免許試験場	学科試験係	092-565-5109	https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/unshi/013.html	県内全域 (技能確認を要する者は受付不可)
	北九州自動車運転免許試験場	学科試験係	093-961-4804	https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/unshi/013.html	県内全域 (技能確認を要する者は受付不可)
	筑豊自動車運転免許試験場	外国免許審査係	0948-26-7110	https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/unshi/gaimen_shousa.html	県内全域
	筑後自動車運転免許試験場	学科試験係	0942-53-5208	https://www.police.pref.fukuoka.jp/kotsu/unshi/013.html	県内全域 (大型、中型、牽引及び大特免許申請は受付不可)
佐賀	運転免許試験場	技能係	0952-98-2220	https://www.police.pref.saga.jp/menkyo/shiken/_1283.html	県内全域
長崎	運転免許試験場	学科・適性試験係	0957-53-2128	http://www.g-lio.police.pref.lg.jp/menkyo/menkyo_index.html	県内全域
熊本	運転免許試験課	企画係	096-233-0116 (4番→3番)	https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/8759.html	県内全域
大分	大分県運転免許センター	試験係	097-528-3000 音戸ガイダンスのため①と②を押す	https://www.pref.oita.ip.site/keisatu/menkyo-index.html	県内全域
宮崎	運転免許試験場	試験係	0985-24-9999	https://www.pref.miayazaki.lg.jp/police/licence/jukenvoryo/announce213.html	県内全域
鹿児島	運転免許試験場	学科試験係	0995-65-2295	https://www.pref.kagoshima.lg.jp/a19/police/unten/shiken/menkyoshiken_026.html	県内全域
沖縄	運転免許センター	外国免許係	098-851-1000	https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015030100253/	県内全域



安全な暮らし

交通安全

相談・お悩み

手続き

事件・事故

警視庁について

[トップページ](#) [運転免許関連](#) [免許を取りたい](#) [外国免許・国外運転免許証関係](#)

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えるには

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えるには

更新日：2025年2月20日

[外国免許・国外運転免許証関係](#)

特定活動外国人の受付

警視庁では、自動車運送業分野における特定技能の在留資格取得を目的とした「特定活動外国人」の方を対象に、外国免許切替手続の受付予約を開始します。

対象者

自動車運送業分野における特定技能の在留資格取得を目的として、出入国在留管理庁から交付を受けた「指定書」を有する「特定活動外国人」の方

予約方法

特定技能制度を希望される方（原則、申請者と雇用契約をしている会社の担当者）は、平日の午後4時00分から午後5時00分までの間に、運転免許試験場に電話をしてください。

[予約先（運転免許試験場）](#)[自動音声番号案内（PDF形式：20KB）](#)

注意事項

予約の際は必ず必要書類（出入国在留管理庁が発行した「指定書」が添付された旅券及びその他切替に伴う必要書類）のご準備をお願いします。

電話が込み合っていて繋がりにくい場合は、時間をおいてお掛け直しください。運転免許試験場以外では予約受付を行っておりません。

外国免許の切替えに伴う予約制の開始について (府中運転免許試験場)

府中運転免許試験場では、令和6年10月28日（月曜）から、試験的に予約制による申請受付を実施しています。

予約状況によっては受付できない場合があります。

[日本人が外国で車を運転するには](#)[国外運転免許証取得手続（本人による申請）](#)[国外運転免許証取得手続（親族等の代理人による申請）](#)[ジュネーブ条約締約国等一覧](#)[外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えるには](#)[政令で定められた国等の国外運転免許証で日本国内を運転するには](#)[外国で取得した国際運転免許証で日本国内を運転するには](#)[このページを見ている人はこんなページも見えています](#)[駒洲運転免許試験場](#)[外国語により受験できる学科試験について](#)[府中運転免許試験場](#)

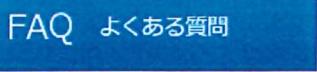
鮫洲運転免許試験場、江東運転免許試験場については、従来通り先着順での受付となります。



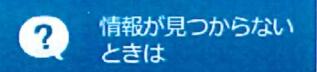
予約受付時間

午後2時00分から午後4時00分までの間

受付は平日のみです（平日とは、月曜から金曜までの日になります。土曜、日曜、祝休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。）。



FAQ よくある質問



情報が見つからないときは

予約受付場所

府中運転免許試験場3階学科窓口

必要書類

下記の「必要書類」欄をご確認ください。

必要書類

注意事項

必要書類は全て持参してください。書類に不備があった場合は、予約を受付できないことがあります。

令和6年10月28日（月曜）以降は事前予約なしに府中運転免許試験場に来場された場合、申請受付をすることはできません。なお、代理人による予約受付はできませんので、必ず申請者本人が来場してください。

二輪コースの一時閉鎖（府中運転免許試験場）

府中運転免許試験場二輪コースは、路面改修工事のため一時閉鎖いたします。期間中は、府中運転免許試験場での二輪免許技能確認については実施できません。

期間

令和6年11月1日（金曜）から令和7年3月末日頃まで

工事の進捗状況により、期間が前後する場合があります。

工事期間中は府中運転免許試験場で予約を取ることもできますが、試験は鮫洲運転免許試験場（品川区）での実施となります。なお、運転免許証は、後日、府中運転免許試験場で交付となります。

受験場所

[府中運転免許試験場](#)

[鮫洲運転免許試験場](#)

[江東運転免許試験場](#)

日本語が話せない方には、通訳できる方の同伴をお願いする場合があります。

府中運転免許試験場・鮫洲運転免許試験場は、全ての外国等の運転免許証をお持ちの方が手続可能です。

江東運転免許試験場は、下記の29か国等（知識確認、技能確認を免除する国等）の運転免許証をお持ちの方のみ手続可能です。

知識確認、技能確認を免除する国等（29か国等）

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国（オハイオ州、オレゴン州、コロラド州、バージニア州、ハワイ州、メリーランド州及びワシントン州に限る）、イギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、イスラエル、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、モナコ、ルクセンブルク、台湾

技能確認を免除する国等

アメリカ合衆国(インディアナ州に限る。)

受付日

平日のみ

(平日とは、月曜から金曜までの日になります。土曜、日曜、祝休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）はお休みです。)

受付時間

午前8時30分から午後3時00分まで（午前11時00分から午後1時00分までを除く。）

留意事項

受付時間内であっても当日の混雑状況等により、受付できないことがあります。

手数料

申請手数料

普通 2,550円

原付 1,500円

大型・中型・準中型 4,100円

その他 2,600円

交付手数料 2,050円

併記手数料 200円

必要書類

1.有効な外国の運転免許証

免許取得日が記載されていない場合は、免許取得日（初回取得日）を証明する書類（ドライバーズレコード等）が必要となります。また、2種目（例：普通免許と普通二輪免許など）以上の運転免許を取得している方は、それぞれの免許取得日を証明する書類が必要です。

（注記）技能確認が必要な方は、技能確認実施日まで運転免許証が有効でないと切替えができませんので、外国で取得した運転免許証の有効期限が短い方は、事前に各運転免許試験場にお問い合わせください。

2.上記運転免許証の日本語による翻訳文

提出（下記いずれかが作成したもの）

当該国の駐日大使館（ただし、台湾の運転免許証については、台湾日本関係協会）
日本自動車連盟（JAF）
ドイツ自動車連盟（ドイツのみ）
ジップラス株式会社（台湾、アメリカ合衆国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国、香港特別行政区、ウクライナ、ミャンマー連邦共和国、ネパール、インドネシア共和国）

3.日本の運転免許証（現在及び過去に受けたことのある方）

4.本籍（国籍等）が記載された住民票の写し（コピー不可）（住民基本台帳法の適用を受ける方）

マイナンバー（個人番号）が記載されていない住民票の写し（コピー不可）を提出

マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを持参された場合、サインペン等でマイナンバー（個人番号）記載部分をマスキングしていただきます。

海外赴任等で住民票を除票されている方は、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）又は本籍（国籍等）が記載された住民票の除票。加えて、都内の滞在先における運転免許申請のための一時帰国（滞在）証明書と証明者の住所等が確認できる身分証明書の写しも提出してください。

5.旅券等（住民基本台帳法の適用を受けない方）

提示のみ（下記いずれかのもの）

旅券（パスポート）

外務省の発行する身分証明書

権限のある機関が発行する身分を証明する書類

6.免許申請上の住所に関し、居住地に滞在していることを証明する書類（住民基本台帳法の適用を受けない方）

都内の滞在先における運転免許申請のための一時帰国（滞在）証明書と証明者の住所等が確認できる身分証明書のコピーも提出してください。

運転免許申請のための一時帰国（滞在）証明書（書式見本）（PDF）

（注記1）この証明書は、申請者ではなく、証明人の方が記載してください。なお、証明人の住所等が確認できる身分証明書のコピー等も提出してください。

（注記2）一時帰国（滞在）先の住所と証明人の住所が異なる場合は、確認資料（賃貸契約書、従業員を証明する書類、登記簿のコピー等）も提出してください。

（注記3）家族・知人宅等に一時帰国（滞在）した場合の証明人は、世帯主である必要があります。併せて世帯主の確認資料（住民票の写しのコピー等）も提出してください。

（注記4）一時帰国（滞在）先の住所が家族・知人宅等の場合は、申請の際、証明人の同行をお願いします（申請者が住民基本台帳法の適用を受ける方は除きます。）。

（注記5）証明書に虚偽の記載をした場合は、処罰の対象となることがあります。

7.運転免許を取得した国などに、運転免許を取得後、通算して3か月以上滞在したことが確認できるもの（パスポート等）

古いパスポートがあれば全てお持ちください。

出入国の際に自動化ゲートを利用した場合は、運転免許を取得した国等の出入国記録証明書などを取得してください。

自動化ゲートを利用していないパスポートでも、出入国記録証明書が必要になる場合があります。

詳しくは各運転免許試験場にお問い合わせください。

8.申請用写真（申請書に貼付する写真）

縦3センチメートル×横2.4センチメートル（1枚）

無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、正面、上三分身、無背景、申請前6か月以内に撮影したもの。

粒子の粗い写真や自宅で撮影した写真は使用できません。申請時に窓口で確認させていただきます。

申請種目が複数の場合は、種目数に応じた枚数が必要です。

運転免許証の作成に使用する写真ではありません。

(注記) 申請用写真にあっては、各運転免許試験場（府中・鮫洲・江東）に自動証明写真機（スピード写真機）がありますので、そちらで撮影したものでも使用できます。

9.運転免許取得国滞在状況一覧表

運転免許取得国滞在状況一覧の作成にご協力をお願いします。

本表を正確に記載して提出すると審査時間が大幅に短縮できます。

不正確な記載や来場後に記載をしていただく場合は、審査の順番が後回しになることがあります。

当該国等における免許取得時からの出入国記録をお持ちの方は、この表の提出は不要です。

[運転免許取得国滞在状況一覧表（日本語）（PDF形式：67KB）](#)

[運転免許取得国滞在状況一覧表（日本語記載例）（PDF形式：74KB）](#)

[運転免許取得国滞在状況一覧表（英語）（PDF形式：115KB）](#)

[運転免許取得国滞在状況一覧表（英語記載例）（PDF形式：117KB）](#)

[運転免許取得国滞在状況一覧表（中国語）（PDF形式：97KB）](#)

[運転免許取得国滞在状況一覧表（中国語記載例）（PDF形式：102KB）](#)

[運転免許取得国滞在状況一覧表（ベトナム語）（PDF形式：194KB）](#)

[運転免許取得国滞在状況一覧表（ベトナム語記載例）（PDF形式：238KB）](#)

10.外国免許切替予約票（府中運転免許試験場で切替えをする方のみ）

11.その他追加で必要な書類

取得国や取得状況によって用意していただく書類があるのでご確認ください。

また、初心運転者等に該当するかどうか確認する必要がありますので、運転経歴および滞在期間が分かるもの（過去の外国の運転免許証等）をお持ちの方は、ご持参ください。

(注記) ウクライナから避難された方で、必要書類であるウクライナの運転免許証、日本語によるウクライナの運転免許証の翻訳文及び滞在期間を証明する書類を所持していない場合は、出入国在留管理庁が発行するウクライナから避難された方であることを証明する書面を提示し、かつ、ウクライナの運転免許を有する旨の申告を行うことで必要書類に代えることができます（ただし、外国等の運転免許を受けた後、当該外国等に滞在していた期間が通算して3か月以上の方に限ります。）。

[国別必要書類一覧（日本語）（PDF形式：108KB）](#)

[国別必要書類一覧（外国語）（PDF形式：101KB）](#)

資格

18歳以上（普通二輪は16歳以上、中型免許は20歳以上、大型免許は21歳以上）

外国等で運転免許を取得後、その国等に通算して3か月以上滞在していた方

普通及び二輪免許は、視力が両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。一眼の視力が0.3に満たない方若しくは一眼が見えない方については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。

準中型免許、中型免許、大型免許は、視力が両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上であること、かつ、三桿法の奥行知覚検査器により3回検査し、その平均誤差が2センチメートル以下であること。

過去に日本の運転免許を取得していた方で、取消処分等(初心取消を除く。)を受けた方は、受験前1年以内に取消処分者講習を受講し、かつ、欠格期間経過後でなければ受験できません。

住所が東京都内の方

その他

外国免許からの切替の際、知識確認、技能確認を行います。

(注記1) 技能確認は予約制のため受付当日に受けることはできません。

(注記2) 前記29か国等については、知識確認、技能確認を免除します。

知識確認問題の対応言語については下記をご確認ください。

外国語により受験できる学科試験について

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証 に切替えた場合に交付される運転免許証（IC運 転免許証）について

(見本)



1.本籍（外国籍の方は「国籍等」）の表示

本籍（外国籍の方は「国籍等」）は、運転免許証には表示されません。

記録された内容については、IC免許読み取り機で確認することができます。

2.生年月日の表示

生年月日は、和暦で表示されます。

生年月日を西暦に置き換えるには、

令和の方は、和暦に2018を加算すると西暦になります（例：令和3年+2018=2021）。

平成の方は、和暦に1988を加算すると西暦になります（例：平成30年+1988=2018）。

昭和の方は、和暦に1925を加算すると西暦になります（例：昭和60年+1925=1985）。

3.有効期間の表示

新規に取得した運転免許証の有効期間は、交付日から3回目の誕生日の1か月後までの期間となります。

4.種類欄の表示

運転が可能な車両が記載されます。

普通免許をお持ちの方は、原動機付自転車を運転することができます（総排気量50cc以下、乗車定員1人、年齢16歳以上の方）。

運転可能な車両

運転する前には必ず車検証を確認してください。

	車両総重量	最大積載量	乗車定員	年齢
普通自動車	3.5トン未満	2トン未満	10人以下	18歳以上
準中型自動車	3.5トン以上から 7.5トン未満	2トン以上から 4.5トン未満	10人以下	18歳以上
中型自動車	3.5トン以上から 11トン未満	4.5トン以上から 6.5トン未満	11人以上から29人以下	20歳以上

大型自動車	11トン以上	6.5トン以上	30人以上	21歳以上
-------	--------	---------	-------	-------

マイナ免許証について

下記をご確認ください。

[マイナンバーカードと運転免許証の一体化について](#)

住所、氏名、本籍（国籍等）の変更

住所、氏名、本籍（国籍等）の変更があった場合は、速やかに近くの警察署、運転免許更新センター又は運転免許試験場で変更手続をしてください。

[記載事項変更（住所、氏名、本籍（国籍等）の変更の方）](#)

更新手続

運転免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の1か月前から有効期間が満了する日までの間に、住所地を管轄する都道府県で手続をしてください。

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えた場合、交付される運転免許証の有効期間を表示する欄の帯の色は「緑色」ですが、更新手続の際に免許継続期間や交通違反等の有無によって、帯の色が「青色」や「金色」に変わり、有効期間も5年になる場合があります。

[更新手続一覧](#)

初心者マークの表示義務

初心運転者に該当する方は、運転免許証の発行日から1年間、「初心者標識」を自動車の前後に表示して運転をする必要があります。

この初心者運転期間中に、交通違反や事故等の点数の合計が3点以上（1回で3点の場合は4点以上）に至った方は、「初心運転者講習」を受講することになります。

[初心運転者講習](#)

二輪車の2人乗りの制限

二輪車の免許経歴が1年以上なければ、2人乗りはできません。

高速道路での2人乗りは、3年以上の免許経歴が必要です。

総排気量125cc以下の二輪車では、高速道路の走行はできません。

海外での免許経歴（提出された書類に基づいて認定された日）が3年に満たない場合は、その日数が運転免許証の裏面に表示されます。

問合せ先

警視庁 府中運転免許試験場 学科試験課

電話：042-362-3591(代表)

警視庁 鮫洲運転免許試験場 試験課

電話：03-3474-1374(代表)

警視庁 江東運転免許試験場 免許課

電話：03-3699-1151(代表)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

情報発信元

警視庁 運転免許本部 免許管理第一係

電話：03-6717-3137 (代表)

[ページトップへ戻る](#)

警視庁

[このサイトについて](#) [個人情報保護](#) [アクセシビリティポリシー](#) [東京都公式ホームページ](#) [リンク集](#)

〒100-8929 東京都千代田区霞が関2丁目1番1号 電話：03-3581-4321 (代表)

Copyright © Metropolitan Police Department. All Rights Reserved.

特定技能1号新任運転者研修効果測定の基準と

修了証書の申請、発行手順について

- 1 事業者において、日本人同様に国土交通省作成の「自動車運送業事業者が事業用運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を基本に必要な新任運転者研修を行ってください。
- 2 研修を実施したのちに、事業者は別添チェックリストにチェックした申請用チェックリストを添付して終了証交付申請書を、全タク連労務課あてにメール添付・FAXまたは郵送にて提出してください。
郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
なお必ず、メールやFAX、郵便が到着したことを、電話等で労務課に確認してください。
- 3 全タク連労務課において、チェックリストを確認し、内容について確認のための問い合わせ等を行い、問題なければ、別添「終了証書」を発行して、PDF化してメール添付等で交付します。

申請用チェックリスト

研修を受けた者の氏名	
------------	--

1号特定技能外国人新任運転者研修の効果測定の基準

1号特定技能外国人新任運転者研修の効果測定の基準		チェック
I. タクシーを運転する心構え		
1	タクシー事業の公共性と重要性	
(1)	タクシー事業の社会的役割	
(2)	地域や都市を支えるプロのドライバー	
2	タクシー事故の社会的影響	
3	タクシー運転者の使命	
II. タクシーの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと		
1	タクシー運行に係る法令	
(1)	旅客自動車運送事業に係る法令	
(2)	自動車の運転に係る法令	
(3)	車両管理に係る規定(タクシーの点検、車両のチェックの必要性)	
2	義務を果たさない場合の影響の把握	
(1)	運転者に対する刑事処分	
(2)	運転者に対する行政処分	
(3)	会社に対する処分	
(4)	重大事故を引き起こした場合の罰則及び加害者・被害者心理	
III. タクシーの構造上の特性と日常点検の方法		
1	タクシーの特性に合わせた運転	
(1)	視点のとり方	
(2)	死角の確認	
(3)	内輪差を意識した左折	
(4)	停止距離の認識	
(5)	スピードと視野	
2	LPG自動車の取扱い	
(1)	LPGガスの特性	
(2)	LPG自動車の点検と運転	
3	日常点検の方法	
IV. 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項		
1	走行中における乗客の安全確保	
(1)	「急」の付く運転をしない	
(2)	カーブや追越しはゆっくりと	
(3)	走行中の運転への集中	
2	シートベルト着用による乗客の安全確保	
V. 乗客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項		
1	安全を確保した乗降	
(1)	安全な位置への停車	
(2)	乗車・降車のときの注意	
2	高齢者・障がい者の乗降時の安全の確保	
(1)	車いす使用者の安全の確保	
(2)	視覚障がい者の安全の確保	

VI. 営業区域における道路及び交通の状況		
1	営業区域の道路・交通情報の把握	
	(1) 事前の情報把握	
	(2) 適切な運行経路の選択	
2	情報に基づく安全運行のための留意点	
VII. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法		
1	危険予測運転の必要性	
2	危険予測のポイント	
	(1) 道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮	
	(2) 悪天候・夜間の危険への配慮	
3	危険予知訓練	
4	指差呼称及び安全呼称	
5	緊急時における適切な対応	
	(1) 交通事故や車両故障が発生した際の対応	
	(2) 自然災害の発生に備えた対応	
VIII. 運転者の運転適性に応じた安全運転		
1	適性診断の必要性	
2	適性診断結果の活用方法	
	(1) 適性診断結果の活用方法の例	
	(2) 「性格」の診断結果の活用	
	(3) 「安全運転態度」の診断結果の活用	
	(4) 「認知・処理機能」の診断結果の活用	
3	適性診断の受診	
IX. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法		
1	交通事故の生理的・心理的要因	
2	過労運転防止のための留意点	
	(1) 労働時間についての規定	
	(2) 運行中の留意点	
	(3) 日常生活での留意点	
3	飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点	
	(1) 飲酒運転に対する罰則	
	(2) 飲酒運転防止のための留意点	
	(3) 覚せい剤等の使用禁止の徹底	
4	ヒューマンエラーを防ぐために	
	(1) 道路交通法の禁止事項(携帯電話等の使用規制)	
	(2) あせり、イライラ、疲れ時の運転	
	(3) 運転席周辺の環境整備	
X. 健康管理の重要性		
1	健康起因の事故と健康管理の必要性	
	(1) 疾病が要因の交通事故	
	(2) 健康診断の受診の必要性	
	(3) ストレスチェック等の受診の必要性	
2	健康管理のポイント	
	(1) 身体面の健康管理	
	(2) 精神面の健康管理	
XI. 安全性の向上を図るために装置を備えるタクシーの適切な運転方法		
1	運転支援装置に係る事故の事例	
2	運転支援装置の性能及び留意点	
	(1) ブレーキ制御を行う装置	
	(2) ハンドル操作の警告や支援を行う装置	
	(3) 車両姿勢維持を支援する装置	
	(4) 先進ライト	

XII. 安全運転の実技

実際に運行する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘路、市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等により指導

XIII. 営業区域内の地理並びに旅客及び公衆に対する応接

1 営業区域内の地理

- (1) 旅客を運送する頻度が高い区間における一般的な最短経路及び渋滞時の迂回経路の習得
- (2) 右折禁止箇所、駐車禁止箇所、一方通行道路等の主の交通規制の習得
- (3) 主要なターミナル、集客施設における入構及び待機方法の習得

2 旅客及び公衆に対する応接

- (1) タクシー事業の旅客接遇に関する基本的な心得の習得
- (2) 営業区域、適正な運賃・料金の収受、運賃メーター等に関する知識及び旅客に対する説明能力の習得
- (3) バリアフリー対応の旅客接遇の習得

XIV. その他

非常信号用具、非常口、消火器(※いずれも事業用自動車に備わっている場合に限る。)の取扱い

上記全ての項目について指導及び監督を実施し、指導監督を受けた者が、道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項に関する知識のほか、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識並びに営業区域内の地理及び旅客や公衆に対する応接に関する必要な事項を修得したことによれば、運転者としての運転免許の交付が可能である。

事業者名

代表者名

印

住所

1号特定技能外国人新任運転者研修

修了証書交付申請書

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 様

令和 年 月 日

事業者名

代表者職名

住 所

以下の者について、別添の効果測定の基準のとおり、新任運転者研修を実施しましたので、修了証書の交付を申請します。

氏 名

国 籍

生年月日

性 別

修了証書

事業者名 ●●タクシー株式会社

氏名 ● ● ● ●

(※在留カードに合わせたアルファベット表記)

国籍

生年月日

性別

上の者は、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会が定めた「1号特定技能外国人新任運転者研修の効果測定の基準」に記載の事項に係る知識及び技能を全て修得しており、1号特定技能外国人新任運転者研修を修了したことを証する。

2025年●月●日

一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

会長 川鍋 一朗 印

自動車運送業分野特定技能協議会加入手続き

「自動車運送業分野特定技能協議会運営規程(令和7年1月17日)」に以下手続きを規定。

① 特定技能所所属機関の自動車運送業分野特定期能協議会加入手続き※
② 登録支援機関の自動車運送業分野特定期能協議会加入手続き※
※変更・退会手続き等も規定

① 特定技能所所属機関

加入届出書(第1号様式)を提出

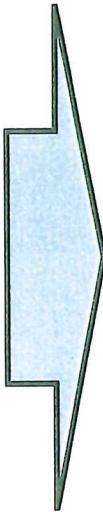
必要事項を記入の上、国土交通省のHPに記載の
WEBフォームにて事務局まで提出をお願いいたします。



② 登録支援機関

加入届出書(第2号様式)の提出

必要事項を記入の上、国土交通省のHPに記載の
WEBフォームにて事務局まで提出をお願いいたします。



構成員資格証明書の公布
届出内容を確認し、問題がなければ、協議会構成員番号等を記載した構成員資格証明書をメールで送付いたします。

構成員資格証明書の公布

届出内容を確認し、問題がなければ、協議会構成員番号等を記載した構成員資格証明書をメールで送付いたします。

[第1号様式]自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書（特定技能所属機関）

特定技能所属機関が、自動車運送業分野特定技能協議会規約第10条第1項に規定する届出（加入届）を行うためのフォームです。

※フォーム入力後、入力いただいたメールアドレス宛に入力内容が記載されたメールが自動発信されます。

※届出内容の確認ができましたら、担当者様メールアドレス宛に協議会構成員資格証明書を送付いたします。

※登録支援機関の加入届は別のフォーム（第2号様式）となりますのでご注意ください。

Googleにログインすると作業内容を保存できます。[詳細](#)

* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

届出日 *

記入例) 2024年12月1日

日付

yyyy/mm/dd

特定技能所属機関（受入企業）名称 *

記入例) 株式会社国土交通

回答を入力

所在地（郵便番号）*

記入例) 100-8918

回答を入力

所在地（住所）*

記入例) 東京都千代田区霞が関 2－1－3

回答を入力

代表者（役職+氏名）*

記入例) 代表取締役社長・国土太郎

回答を入力

電話番号（代表電話）*

記入例) 03-5253-8111

回答を入力

担当者（役職+氏名）*

記入例) 人事部人事課課長・交通次郎

回答を入力

電話番号（担当者）*

記入例) 03-5253-8111

回答を入力

e-mailアドレス（担当者）*

記入例) xxxxxxxx@yyyyyy.or.jp

回答を入力

特定技能外国人が従事する業務内容*

- トラック運送業
- タクシー運送業
- バス運送業

特定技能外国人の主な就労場所（名称）*

記入例) 株式会社自動車物流

回答を入力

特定技能外国人の主な就労場所（住所）*

記入例) 東京都千代田区霞が関 2-1-3

回答を入力

特定技能外国人の主な就労場所で行われている産業*

- 道路貨物運送業
- 道路旅客運送業

登録支援機関名称

支援計画の一部又は全部の実施を委託する場合のみ、登録支援機関の名称を記載ください。

回答を入力

支援を実施する特定技能外国人を特定技能所属機関が受け入れる日（見込み）*

記入例) 2025年2月1日

日付

yyyy/mm/dd

特定技能外国人の国籍・地域及び人数*

記入例) ベトナム（5人）,カンボジア（2人）,インドネシア（3人）

回答を入力

特定技能所属機関に対する条件*

特定技能所属機関は、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証（働きやすい職場認証）又は、安全性優良事業所（Gマーク取得事業所）を有している必要があります。
※両方を有している場合は両方チェックしてください。

- 運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証（働きやすい職場認証）を取得している。
- 安全性優良事業所（Gマーク取得事業所）を有している。

働きやすい職場認証登録番号

記入例) 20LD9999

回答を入力

Gマーク取得事業所認定証番号

記入例) 2099999

回答を入力

遵守事項 *

下記の遵守事項2点を熟読いただきご了解いただけの方は、両方にチェックしてください。

- 協議会への加入にあたり、自動車運送業分野特定技能協議会規約第4条第3項に定める事項を遵守することを誓約いたします。
- 遵守すべき事項を怠った場合は、協議会から退会となる可能性があり、特定技能外国人の受入れができなくなります。

回答のコピーが指定したアドレスにメールで送信されます。

送信

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

reCAPTCHA
[プライバシー利用規約](#)

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 - [利用規約](#) - [プライバシー ポリシー](#)

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

[第5号様式]自動車運送業分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書（特定技能所属機関）

特定技能所属機関が、自動車運送業分野特定技能協議会規約第10条第4項に規定する申請（証明書発行申請）を行うためのフォームです。

※フォーム入力後、入力いただいたメールアドレス宛に入力内容が記載されたメールが自動発信されます。

※登録支援機関の証明書発行申請は別のフォーム（第6号様式）となりますのでご注意ください。

Googleにログインすると作業内容を保存できます。[詳細](#)

* 必須の質問です

メールアドレス *

メールアドレス

申請日 *

記入例) 2024年12月1日

日付

yyyy/mm/dd

特定技能所属機関（受入企業）名称 *

記入例) 株式会社日本海事

回答を入力

協議会構成員番号 *

回答を入力

代表者（役職+氏名） *

記入例）代表取締役社長・海事太郎

回答を入力

電話番号（代表電話） *

記入例）03-5226-2054

回答を入力

担当者（役職+氏名） *

記入例）人事部人事課課長・海事次郎

回答を入力

電話番号（担当者） *

記入例）03-5226-2758

回答を入力

e-mailアドレス（担当者） *

記入例）ssw_et@classnk.or.jp

回答を入力

回答のコピーが指定したアドレスにメールで送信されます。

送信

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

reCAPTCHA
[プライバシー利用規約](#)

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。 -[利用規約](#) - [プライバシー ポリシー](#)

Does this form look suspicious? [レポート](#)

[Google フォーム](#)

モデルケースの紹介

- 以下のケースは、外国人人材紹介会社と外免切替、自動車教習を紹介する会社がグループ企業である場合 参考・・p96

- ・ 株式会社ジョイスジャパン
(外国人材紹介、登録支援機関申請準備中)
 - ・ ジップラス株式会社
(外免切替支援、翻訳文作成能力法人指定、合宿教習所紹介、登録支援機関 23-登-008301)

- 一般的な人材紹介会社を利用する際の確認すべき項目例

1 人材の紹介会社の選定（手続き、費用）

人材の紹介にどこまでの条件を付けるか。

- ① 自動車運転免許取得後からの期間を 3 年以上と限定するか否か
- ② 受け入れる人材の母国を限定するか否か
(国により紹介会社の得意不得意があるため)
- ③ 特定技能評価試験の合格、日本語検定試験 N3 以上の合格者に限定することが大切
- ④ 特定活動、特定技能ビザの取得手続き代行を行ってくれるか否か
- ⑤ 日本の免許への切り替え後の人材とするか否か
- ⑥ 登録支援機関として、10 項目の支援と費用、計画届の代行費用
- ⑦ 支援実施 2 年間経過後の自社による支援希望の際の費用等

⑧ 紹介料と合わせての費用総額

2 2種免許の取得

- ① 指定の自動車教習所があるか否か
- ② 取得までの期間と費用

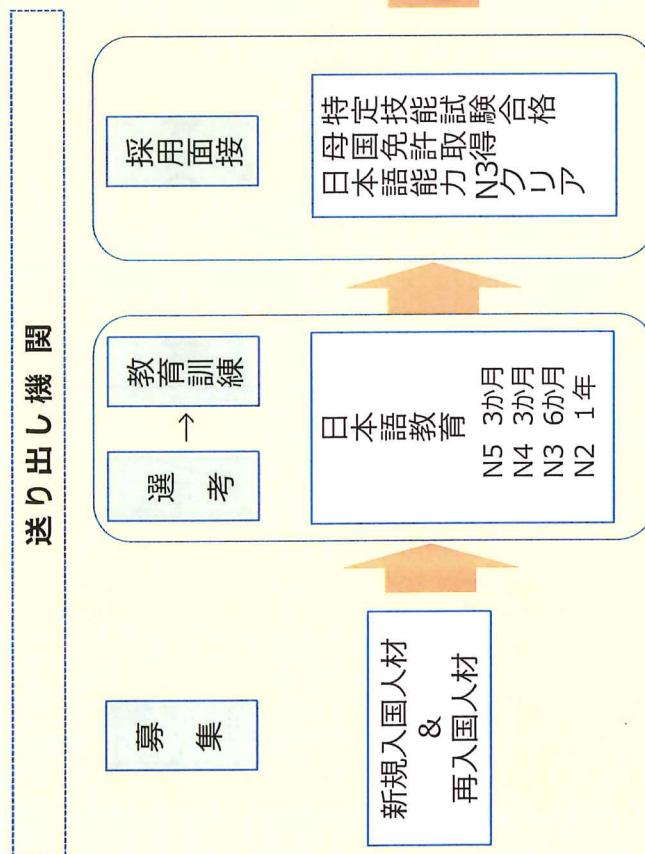
3 雇用期間

- ① 既にほかのビザ（日本語留学生など）による在日本の外国人を対象にする場合、雇用できないが、その場合の申請日、雇用日などの期日と各費用の関係の整理
- ② それぞれの項目の何をどこまでするのかを明確にして契約すること

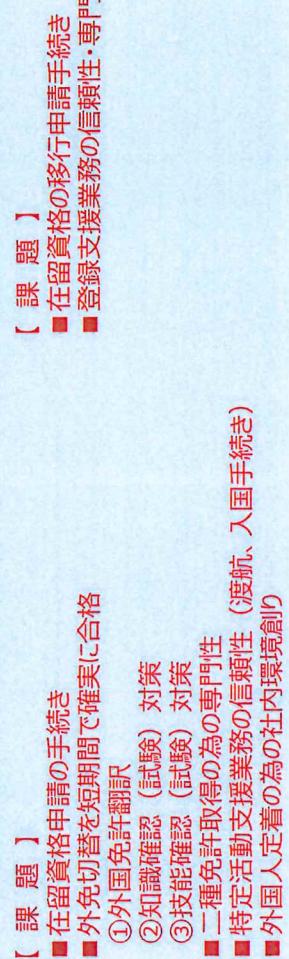
SSW(特定技能) 人材 ワシストラップサービスのストラクチャー (構図)



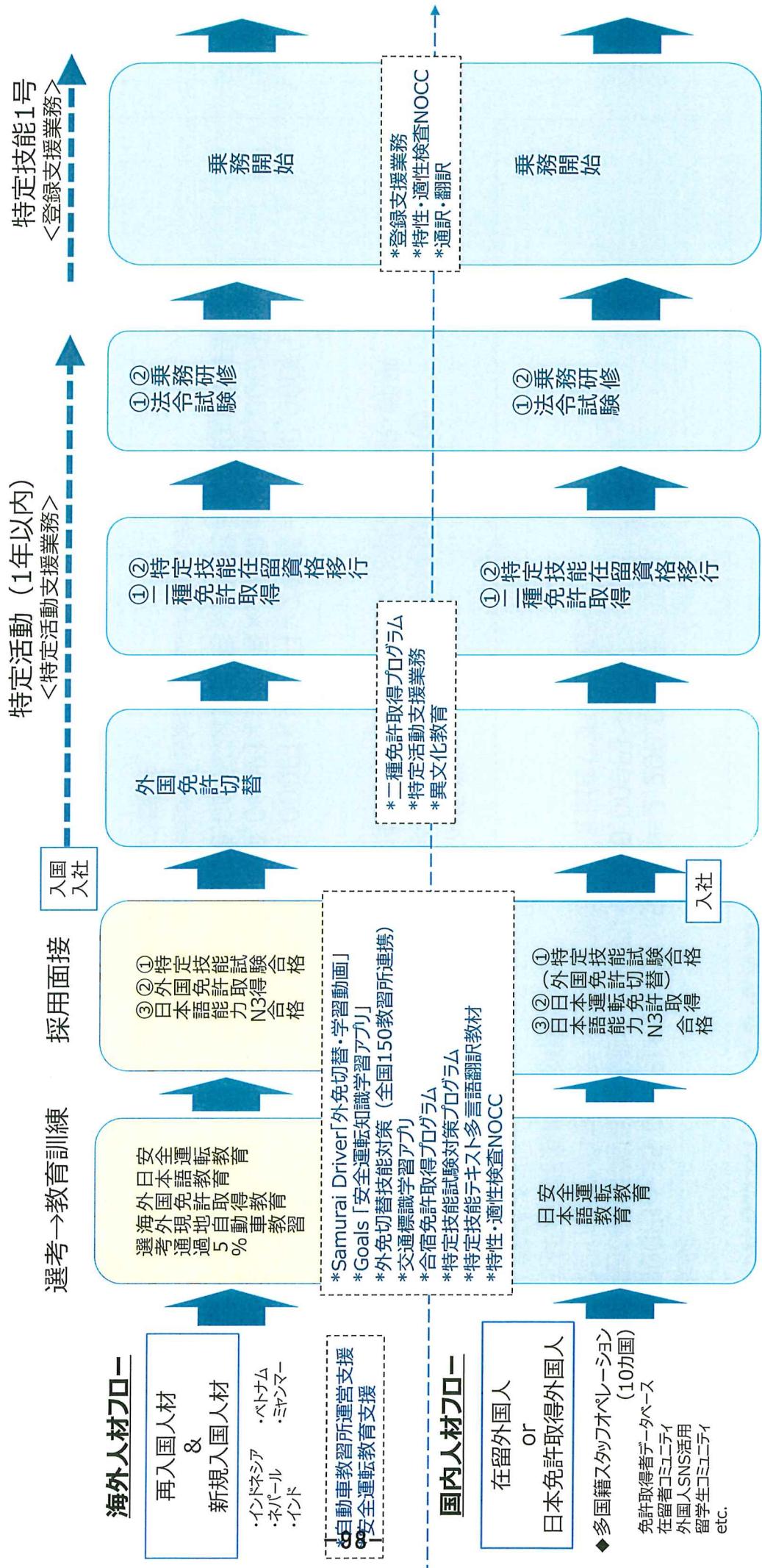
<一般的な人材紹介会社の例> 海外人材の就業フローとその課題



- 【課題】**
- 送り出し機関の選定
 - ①人材の質の担保（スクリーニング）
 - ②日本語教育（試験合格に加えて会話力向上）
 - ③運転技能訓練・外免切替実技訓練／知識理解
 - ④特定技能試験対策
 - 安定的かつ継続的な人材供給
 - 他のライバル先進国との給与格差



国内・海外人材の就業ブロー



<外国人材採用コストに対する考え方>

参考事例

紹介料100,000円 + 35,000円×12か月×5年間 = 2,200,000円

*渡航費用等の初期費用が別途かかります。(300,000円~)

・本人からも紹介手数料を回収⇒選考基準の低下を招きやすい仕組み

・教育コストを抑えた簡易的な教育

・外免切替に難航



相違点

イニシャル教育費用差⇒紹介人材の質の担保

免許領域専門性の差⇒外免切替スピードと精度の差・上位免許取得ノウハウ

教育の専門性の差⇒登録支援業務内製化・特性検査・異文化教育・通訳・翻訳



提案例

紹介料 東京近郊エリア 700,000円 + 30,000円×12か月×2年間 = 1,420,000円

紹介料 関西・名古屋エリア 600,000円 + 30,000円×12か月×2年間 = 1,320,000円

紹介料 その他エリア 500,000円 + 30,000円×12か月×2年間 = 1,220,000円

*紹介料は、地域・取得免許証・日本語レベルにより調整します

・登録支援業務 2 年で内製化援助型 教育補助の提供
・ケオリティ重視・多面教育型

